



第2期 椎葉村 子ども・子育て 支援事業計画

令和2年度 ▶ 令和6年度

令和2年3月

宮崎県 椎葉村

はじめに

近年の少子高齢化による核家族化の進展や地域コミュニティの希薄化、共働き家庭の増加など、子どもとその家族や地域を取り巻く環境の変化によって、子育て世代に子育てに対する不安や孤立感が高まっており、社会全体で支援していくことが求められています。



こうしたなか、椎葉村では、平成27年に「椎葉村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「地域における子育て支援の充実」、

「健やかに子どもを産み育てることのできる環境づくり」、「子育てと仕事の両立支援」を基本理念に、令和元年度までの5年間の計画期間のなかで、特に幼児期の教育・保育体制整備を中心に取組を進め、保育施設の整備や、0～2歳児保育の充実を図ってきました。

働き方改革や、女性の社会進出が期待されている昨今、本村においても、村民の就労の形態が多様化してきており、児童の教育や保育に対するニーズも変化してきています。

今回策定しました、この第2期「椎葉村子ども・子育て支援事業計画」では、子ども・子育て基本法のねらいである、「すべての子どもに質の高い幼児期の教育と必要な保育を提供すること」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を基本に、椎葉村の未来を担う子どもたちの健やかな成長のために、家庭や保育所、学校、事業所、行政機関などが相互に協力し、椎葉の特性に合った事業を展開することを目指しています。

村民の皆様にも、次世代を担う子どもたち一人ひとりが大切にされ、誰もが「夢」「生きがい」「幸せ」を持ちながら暮らしていける社会を築くことが出来るよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

終わりに、本計画の策定にあたり、熱心にご協議いただきました「椎葉村子ども・子育て会議」の委員の皆様、また、本計画のニーズ調査にご協力いただきました保護者の皆様をはじめ関係者の方々に深くお礼申し上げます。

令和2年3月

椎葉村長 椎葉 晃充

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 計画期間.....	4
4 制度改正等のポイント.....	5
(1) 子ども・子育て支援法の改正.....	5
(2) 基本指針の改正に係る留意事項.....	5
(3) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正.....	6
5 計画の策定体制等.....	7
(1) 子ども・子育て会議.....	7
(2) ニーズ調査の実施.....	7
(3) パブリックコメントの実施.....	7
6 県や近隣市町村との連携.....	8
第2章 子どもと家庭を取り巻く状況	9
1 少子化の動向.....	11
(1) 人口の推移.....	11
(2) 出生の動向.....	12
(3) 婚姻、離婚の動向.....	14
2 世帯の状況.....	15
(1) 6歳未満の子どものいる一般世帯の推移.....	15
(2) 18歳未満の子どものいる一般世帯の推移.....	15
(3) 母子世帯の推移.....	16
(4) 父子世帯の推移.....	16
3 就労の状況.....	17
(1) 就業の状況.....	17
(2) 産業・雇用の状況.....	17
4 保育サービスの状況.....	18
(1) 保育施設の状況.....	18
5 母子保健に関する状況.....	19
(1) 乳児（3か月児）健康診査受診率.....	19
(2) 1歳6か月児健康診査受診率.....	19
(3) 3歳児健康診査受診率.....	20
(4) 予防接種実施状況.....	20
第3章 第1期計画の実績	21
1 次世代育成支援対策「椎葉村行動計画」状況.....	23

第4章 計画の基本的な考え方	27
1 基本理念.....	29
2 基本的な視点.....	30
3 基本目標.....	33
4 施策体系図.....	34
第5章 基本目標ごとの取組	35
基本目標1 地域における子育て支援の充実.....	38
1-1 地域における子育てサービス.....	38
1-2 保育サービスの充実.....	39
1-3 子どもの健全育成.....	41
1-4 地域における人材育成.....	42
基本目標2 母性および乳幼児の健康の確保並びに増進.....	44
2-1 子どもと母親の健康の確保.....	44
2-2 食育の推進.....	46
2-3 医療体制の充実.....	47
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	48
3-1 親の心構えや不安・課題の軽減.....	48
3-2 子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備.....	49
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備.....	50
4-1 良質な居住環境の確保.....	50
4-2 安心して外出できる環境の整備.....	51
4-3 子どもの交通安全を確保するための活動の推進.....	52
基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進.....	53
5-1 仕事と子育ての両立の推進.....	53
基本目標6 その他の子育て支援対策.....	54
6-1 児童虐待防止対策の充実.....	54
6-2 ひとり親家庭等の支援の推進.....	55
6-3 障がい児施策の充実.....	56
6-4 子どもの貧困対策の充実.....	57
6-5 その他子育て支援対策の充実.....	58
第6章 事業計画	59
1 教育・保育提供区域の設定.....	61
2 教育・保育の量の見込み.....	61
(1) 幼児期の教育・保育の量の見込み.....	61
(2) 提供体制の確保の内容およびその実施時期.....	63
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保.....	66
(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	66
(2) 地域子ども・子育て支援事業に対する本村の考え方.....	66
4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保.....	79

5	その他事項	80
	(1) 産前・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	80
	(2) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	80
	(3) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	81
	(4) 放課後子ども総合プランについて	82
	(5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	85
第7章	推進体制	87
1	計画の周知	89
2	関係機関等との連携・協働	89
3	計画の進行管理	90
4	成果指標	91
	(1) 計画レベルの評価	91
	(2) 施策レベルの評価指標	91
参考資料		93
1	椎葉村子ども・子育て会議条例	95
2	椎葉村子ども・子育て会議委員名簿	97
3	用語集	98

第1章

計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

椎葉村（以降「本村」という。）では、平成24年8月の「子ども・子育て関連3法」の成立を受け、平成26年度に「椎葉村子ども・子育て支援事業計画」（以降「第1期計画」という。）を策定し、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用ニーズを含めた利用希望を把握した上で、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育ての充実を図るとともに、次世代育成支援推進法に基づく関連施策についても推進してきました。

しかしながら、社会情勢として少子化の流れが留まることはなく、加えて子どもの貧困問題が表面化するなど新たな課題も生じています。これらを受け、国は平成28年2月に「子育て安心プラン」を公表しました。さらに、幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、子ども・子育て支援法の一部を改正した「子育てのための施設等利用給付」を創設し、利用者負担を無償化する等の措置を講じることで、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を始めとする総合的な少子化対策を推進していくこととしました。

これを受け本村では、第一期計画の施策・事業の進捗評価等を行うとともに、「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方【改訂版】」に基づいて、子ども・子育て支援の事業量の見直しを行いました。さらに、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」に準じ、平成30年度に実施した実態調査結果を踏まえながら、子ども・子育て支援に係る利用ニーズを含めた利用希望等を見直しました。その上で「子ども・子育て会議」等で議論を重ね、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の見込量などを勘案した結果、保育の受け皿の拡大や保育の質の確保などの提供体制の充実を盛り込んだ「椎葉村第2期子ども・子育て支援事業計画」（以降「本計画」という。）を策定しました。

本計画では、「幼児教育の無償化」等の少子化対策を確実に実施できるよう、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含めたすべての子どもに向けた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を推進するとともに、次世代育成支援推進法による関連施策を計画的に実施し、本村に居住する子どもやその家族にとって「子どもの最善の利益」が実現される事業展開を目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき、「第5次椎葉村長期総合計画」を上位計画とし、各種関連計画と整合を図りながら、すべての子ども・子育て家庭を対象として、本村が今後進めていく教育・保育・子育て支援施策を計画的に実施するために定めたものです。

また、「次世代育成支援対策地域行動計画」を包含する計画として位置づけます。

3 計画期間

本計画は「子ども・子育て支援法」に則し、令和2年度から令和6年度までの5年を一期とする計画とし、令和元年度に策定しました。

但し、本村の保育ニーズや子ども・子育てを取り巻く環境や社会情勢等の大きな変化等により必要に応じて見直しを図るものとします。

計画期間

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第1期計画						
(平成27～令和元年度)	策定	新たな課題も踏まえた見直し 第2期子ども・子育て支援事業計画 (令和2～6年度)				

4 制度改正等のポイント

(1) 子ども・子育て支援法の改正

平成30年4月1日施行の「子ども・子育て支援法一部改正」により、保育の需要の増大等に対応するため、従業員が厚生年金に加入するすべての企業や個人事業主から徴収する子ども・子育て拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講じました。

令和元年5月10日には「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立したことにより、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育・保育等を行う施設等の利用に関する給付制度の創設等の措置を講じることとなりました。

① 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月より、3歳から5歳までのすべての子どもに加えて0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに対して、幼稚園・保育所・認定こども園や認可外施設においても費用の無償化を実施すること。

② 放課後児童クラブの受け皿拡大

女性の就業率の上昇等による共働き家庭の「小1の壁」「待機児童」解消を目指した新たな目標に向け、放課後児童クラブのさらなる受け皿拡大などの事業整備を行うとともに、子どもの自主性、社会性のより一層の向上を図りながら子どもの健全な育成を目的とする放課後児童クラブの役割を徹底すること。

③ 広域調整の促進による待機児童の解消

待機児童の解消に向けた対策として、市町村間で利用者を広域調整するために都道府県が協議会の設置のまとめ役となり、関係する市町村や保育事業者が参加しながら広域での待機児童解消を目指すこと。

(2) 基本指針の改正に係る留意事項

制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の4点が追加されました。

① 幼児教育アドバイザーの配置・確保

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めること。

② 幼稚園や保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望への対応

幼稚園の利用希望または保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は適切に量を見込み、確保の内容についても公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。

③ 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴って外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。

④ 地域子ども・子育て支援事業の見込量等

- 子育て短期支援事業の量の見込みは、ニーズ調査の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から、本事業の活用が想定される数を算出し、量の見込みに加えるなど適切な補正を行うこと
- 利用者支援事業の見込みは、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センター¹の設置を見据えた見込みとなるよう留意すること
- 放課後児童健全育成事業の見込みは、可能な限り学年ごとに量の見込みを算出すること

(3) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

平成28年6月の改正によって、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策強化を図るため、母子健康包括支援センター¹の設置、市町村や児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等を講じることとなりました。また、平成30年7月に示された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、全ての子どもが地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指すこととなりました。

¹ 「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第63号)において、母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条の改正が行われ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」(法律上の名称は「母子健康包括支援センター」という。)が新たに規定され、市町村は同センターを設置するように努めなければならないこととされた。

5 計画の策定体制等

(1) 子ども・子育て会議

本計画は、「子ども・子育て支援法」第77条の規定に基づく「椎葉村子ども・子育て会議」にて委員の意見を聴取して策定しました。

同会議では、椎葉村子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項（本計画に掲げる事項）及び施策の実施状況（計画の進捗管理）について、調査・審議しました。

(2) ニーズ調査の実施

① 調査の目的

本調査は、子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）に基づき、令和元年度に第2期子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、既存データでは把握困難な教育・保育事業等の潜在的なニーズ（サービスの利用意向・子育てに関する意識等）や、子どもおよびその保護者のおかれた環境やその他の事情等を調査・分析し、計画の基礎資料とすることを目的として実施しました。

② 調査対象及び調査方法

調査対象は、小学生以下の末子を対象とした悉皆調査として実施し、調査方法は保育所等・小学校を通じた配布・回収または郵送による配布・回収としました。

③ 回収率

配布数・回収数・回収率

区分	配布数	回収数	回収率
就学前児童	79件	73件	92.4%
就学児童	80件	73件	91.3%

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、住民の意見を反映するため、本村福祉保健課及びホームページに令和2年2月12日から令和2年2月26日まで計画（案）を掲示し、パブリックコメントを実施しました。

6 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策の検討にあたっては、庁内の関係部署及び県と協議・調整を行いながら、村民のニーズに対応できるよう相互に連携を図りました。また、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて県が広域調整を行うこととなっていることから、恒常的な情報交換と必要な支援を受けるなど、県との連携を図りました。

子ども・子育て支援の実施にあたっては、村民が希望するサービスを利用できるよう、地域の資源を有効に活用し、地域の実情に応じた市町村域を超えたサービスの利用や、個々のサービスの特性に留意する必要があるため、近隣市町村や保育事業者等との連携と協働に努めました。



第2章

子どもと家庭を取り巻く状況

1 少子化の動向

(1) 人口の推移

平成27年国勢調査結果による本村の総人口は、2,808人となっています。

このうち、15歳未満の年少人口は、341人で、総人口の12.1%となっています。

また、15歳以上65歳未満の生産年齢人口は、1,307人で46.5%、65歳以上の老年人口は、1,160人で41.3%となっています。

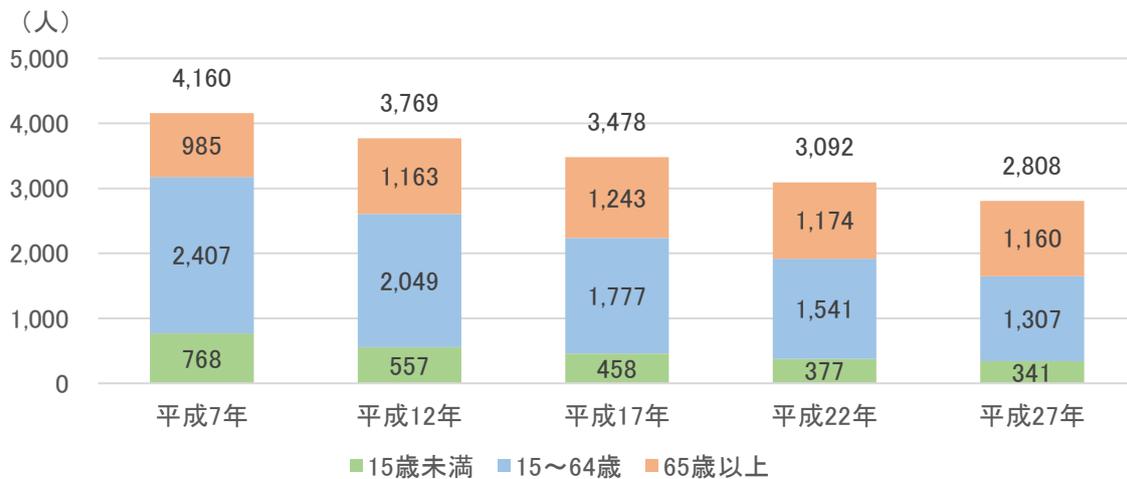
総人口に占める15歳未満の年少人口の割合は、平成7年から平成27年までの20年間で約6.4ポイント減少しています。

一方で65歳以上の老年人口の割合は約17.6ポイント増加しており、少子高齢化が進行しています。

人口の推移（年齢3区分）

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	4,160人	3,769人	3,478人	3,092人	2,808人
15歳未満 (年少人口)	768人 18.5%	557人 14.8%	458人 13.2%	377人 12.2%	341人 12.1%
15～64歳 (生産年齢人口)	2,407人 57.9%	2,049人 54.4%	1,777人 51.1%	1,541人 49.8%	1,307人 46.5%
65歳以上 (老年人口)	985人 23.7%	1,163人 30.9%	1,243人 35.7%	1,174人 38.0%	1,160人 41.3%

出典：国勢調査



(2) 出生の動向

平成25年～平成29年の人口千人あたりの出生率は3.6～7.8で推移しており、国や県より低い水準が続いています。

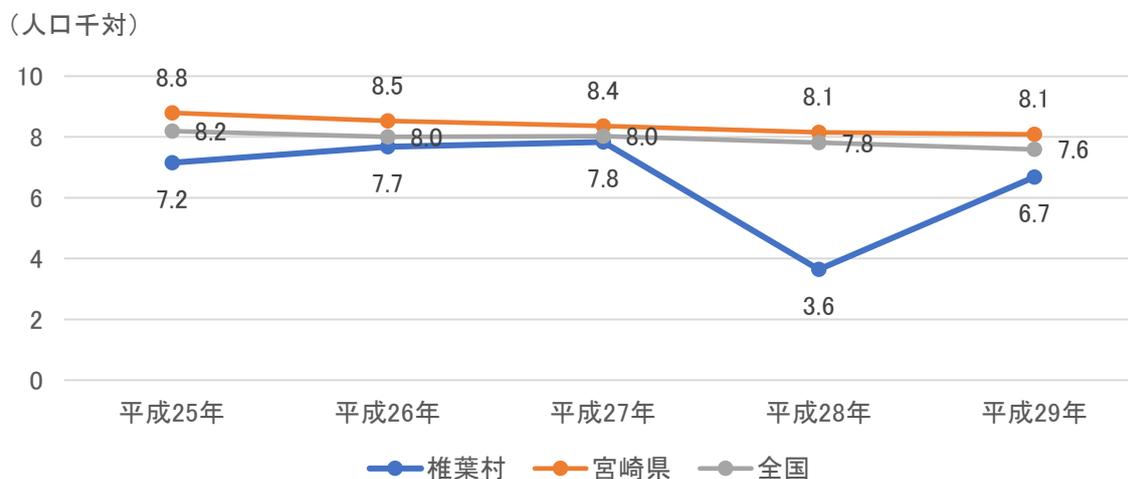
また、1人の女性が生涯に生む子どもの数を示す合計特殊出生率（15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの）は、年ごとに変動があるものの、概ね国や県より高い水準となっており、平成28年を除いて人口置換水準²を上回っています。

出生数・率の推移

区分		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
村	出生数（人）	21	22	22	10	18
	出生率（人口千対）	7.2	7.7	7.8	3.6	6.7
県	出生数（人）	9,854	9,509	9,226	8,929	8,797
	出生率（人口千対）	8.8	8.5	8.4	8.1	8.1
国	出生数（人）	1,029,816	1,003,539	1,005,677	976,978	946,065
	出生率（人口千対）	8.2	8.0	8.0	7.8	7.6

出典：宮崎県衛生統計年報

出生率の推移

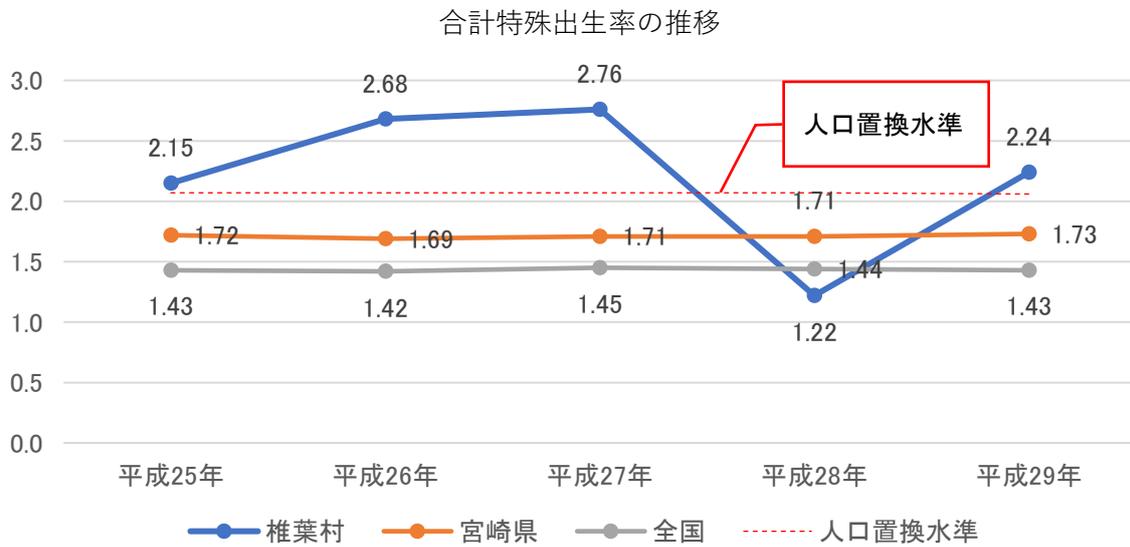


² 人口置換水準とは、人口が長期的に増えも減りもせず一定となる出生の水準で、平成25年～平成28年が2.07、平成29年が2.06。（国立社会保障・人口問題研究所 人口統計資料集2019年版より）

出生数・合計特殊出生率の推移

区分		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
村	出生数（人）	21	22	22	10	18
	合計特殊出生率	2.15	2.68	2.76	1.22	2.24
県	出生数（人）	9,854	9,509	9,226	8,929	8,797
	合計特殊出生率	1.72	1.69	1.71	1.71	1.73
国	出生数（人）	1,029,816	1,003,539	1,005,677	976,978	946,065
	合計特殊出生率	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43

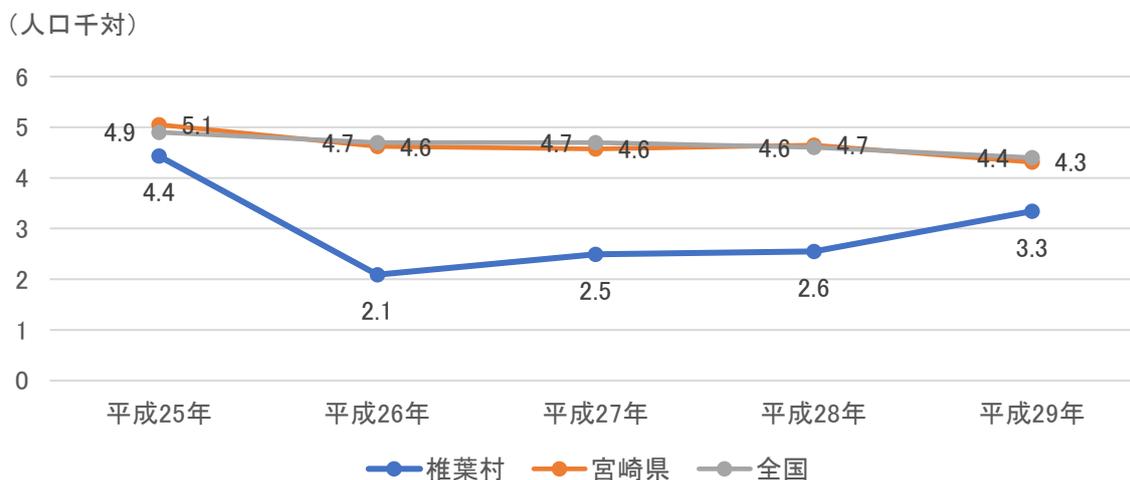
出典：宮崎県衛生統計年報（国・県は、厚生労働省による公表値。椎葉村は、福祉保健課が独自に算出した、二次医療圏におけるベイズ推定値）



(3) 婚姻、離婚の動向

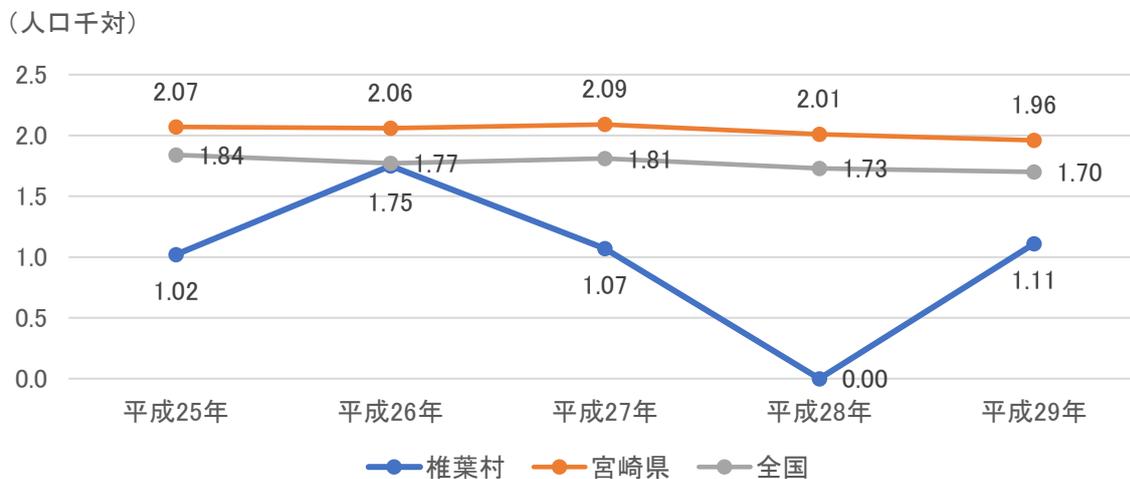
婚姻率は、平成29年では3.3となっており、国や県より低い水準で推移しています。また、離婚率も、平成29年では1.11となり、国や県より低くなっています。

婚姻率の推移



出典：宮崎県人口動態調査

離婚率の推移



出典：宮崎県人口動態調査

2 世帯の状況

(1) 6歳未満の子どものいる一般世帯の推移

6歳未満の子どものいる一般世帯は、平成27年では93世帯で世帯人員は441人、世帯あたりの人員は4.7人となっています。

また、6歳未満子ども人員は135人で、世帯あたりの6歳未満人員は1.5人となっています。

6歳未満の子どものいる一般世帯の推移

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯人員	874人	608人	578人	454人	441人
6歳未満子ども人員	253人	186人	183人	141人	135人
世帯数	168世帯	123世帯	121世帯	90世帯	93世帯
世帯あたり人員	5.2人	4.9人	4.8人	5.0人	4.7人
世帯あたりの6歳未満人員	1.5人	1.5人	1.5人	1.6人	1.5人

出典：国勢調査

(2) 18歳未満の子どものいる一般世帯の推移

18歳未満の子どものいる一般世帯は、平成27年では163世帯で世帯人員は738人、世帯あたりの人員は4.5人となっています。

また、18歳未満子ども人員は316人で、世帯あたりの18歳未満人員は1.9人となっています。

18歳未満の子どものいる一般世帯の推移

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯人員	1,842人	1,374人	1,125人	839人	738人
18歳未満子ども人員	733人	538人	445人	361人	316人
世帯数	362世帯	284世帯	242世帯	184世帯	163世帯
世帯あたり人員	5.1人	4.8人	4.6人	4.6人	4.5人
世帯あたりの18歳未満人員	2.0人	1.9人	1.8人	2.0人	1.9人

出典：国勢調査

(3) 母子世帯の推移

母子世帯は、平成27年では72世帯で世帯人員は157人、世帯あたりの人員は2.2人となっています。また、一般世帯に対する母子世帯の割合は6.4%となっています。

母子世帯の推移

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
母子世帯	58世帯	69世帯	73世帯	72世帯
母子世帯人員	130人	151人	161人	157人
世帯あたり人員	2.2人	2.2人	2.2人	2.2人
一般世帯数	1,316世帯	1,267世帯	1,191世帯	1,125世帯
母子世帯の割合	4.4%	5.4%	6.1%	6.4%

出典：国勢調査

(4) 父子世帯の推移

父子世帯は、平成27年では22世帯で世帯人員は47人、世帯あたりの人員は2.1人となっています。また、一般世帯に対する父子世帯の割合は2.0%となっています。

父子世帯の推移

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
父子世帯	13世帯	13世帯	13世帯	22世帯
父子世帯人員	26人	28人	27人	47人
世帯あたり人員	2.0人	2.2人	2.1人	2.1人
一般世帯数	1,316世帯	1,267世帯	1,191世帯	1,125世帯
父子世帯の割合	1.0%	1.0%	1.1%	2.0%

出典：国勢調査

3 就労の状況

(1) 就業の状況

平成27年国勢調査における椎葉村の全就業者数は2,467人で、就業率は58.4%となっており、男女別就業率は、男性72.5%、女性44.3%となっています。

また、減少傾向にあった就業率が、わずかに持ち直しています。

就業割合は、男性62.2%、女性37.8%となっており、女性の就業割合が低い傾向にあります。

男女別就業率

区分	平成12年			平成17年			平成22年			平成27年		
	総数	男性	女性									
15歳以上人口(人)	3,212	1,569	1,643	3,020	1,517	1,503	2,715	1,363	1,352	2,467	1,238	1,229
就業者数(人)	2,004	1,213	791	1,754	1,100	654	1,515	969	546	1,441	897	544
就業率(%)	62.4	77.3	48.1	58.1	72.5	43.5	55.8	71.1	40.4	58.4	72.5	44.3
就業割合(%)	—	60.5	39.5	—	62.7	37.3	—	64.0	36.0	—	62.2	37.8

出典：国勢調査

(2) 産業・雇用の状況

平成27年国勢調査における椎葉村の就業率の高い産業は第3次産業で、就業率は45.3%となっており、次いで第1次産業の35.7%となっています。

産業別就業者数

区分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
15歳以上人口	3,212	—	3,020	—	2,715	—	2,467	—
就業者数	2,004	62.4%	1,754	58.1%	1,515	55.8%	1,441	58.4%
第1次産業	705	35.2%	524	29.9%	510	33.7%	514	35.7%
農業	420	21.0%	392	22.3%	264	17.4%	314	21.8%
その他	285	14.2%	132	7.5%	246	16.2%	200	13.9%
第2次産業	446	22.3%	412	23.5%	313	20.7%	274	19.0%
製造業	57	2.8%	64	3.6%	55	3.6%	57	4.0%
その他	389	19.4%	348	19.8%	258	17.0%	217	15.1%
第3次産業	853	42.6%	818	46.6%	692	45.7%	653	45.3%
卸・小売業	128	6.4%	134	7.6%	98	6.5%	71	4.9%
その他	725	36.2%	684	39.0%	594	39.2%	582	40.4%
分類不能	—	—	—	—	—	—	—	—

出典：国勢調査

4 保育サービスの状況

(1) 保育施設の状況

本村には、保育施設が5施設あり、認可定員の総数は145人（令和2年4月1日～）となっています。

施設名	認可定員数
椎葉中央保育所	50
松尾保育所	30
向山児童館	40
大河内保育所	15
不土野保育所	10

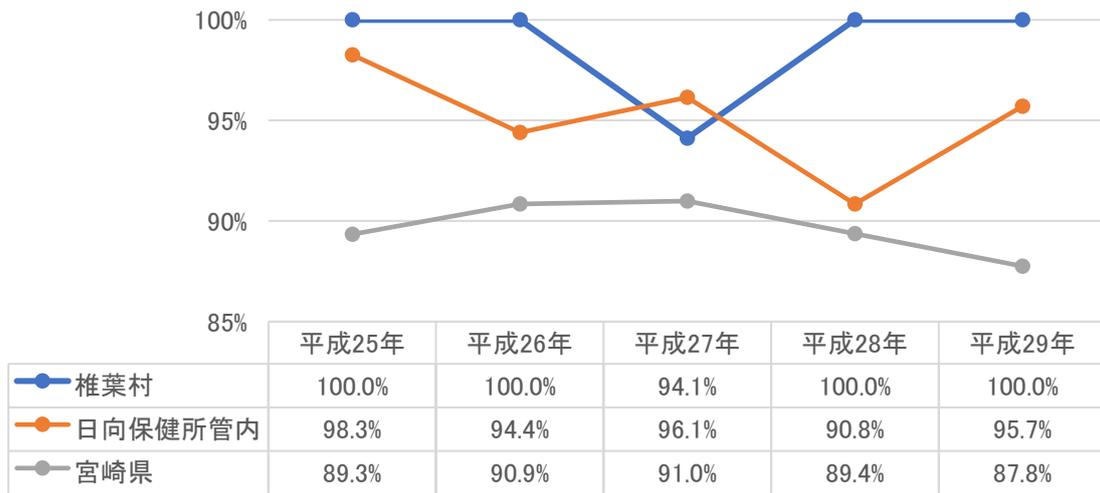
出典：椎葉村福祉保健課



5 母子保健に関する状況

(1) 乳児（3か月児）健康診査受診率

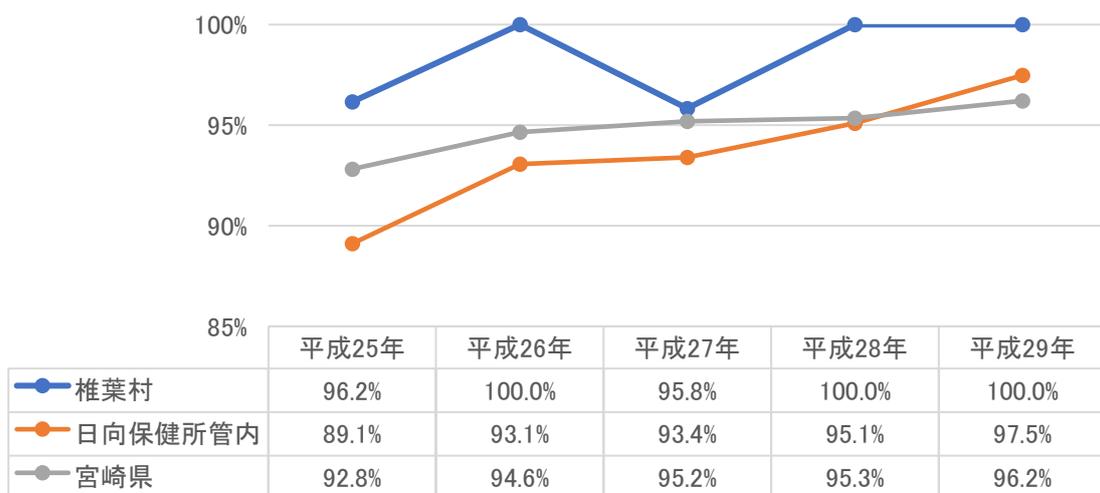
乳児（3か月児）健康診査は、概ねすべての対象者が受診しており、日向保健所管内や県より高い水準で推移しています。



出典：地域保健・健康増進事業報告

(2) 1歳6か月児健康診査受診率

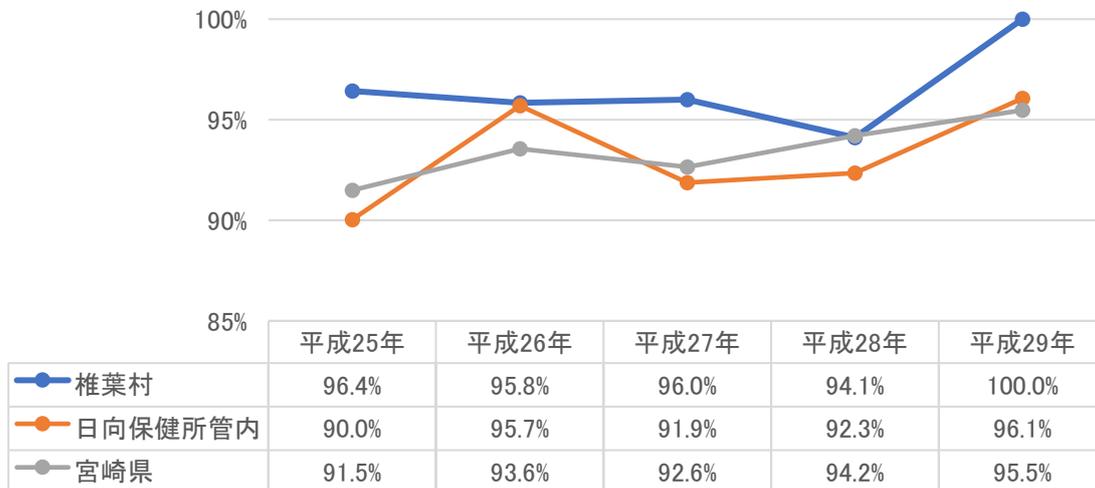
1歳6か月児健康診査は、概ねすべての対象者が受診しており、日向保健所管内や県より高い水準で推移しています。



出典：地域保健・健康増進事業報告

(3) 3歳児健康診査受診率

3歳児健康診査は、概ねすべての対象者が受診しており、日向保健所管内や県より高い水準で推移しています。



出典：地域保健・健康増進事業報告

(4) 予防接種実施状況

本村における予防接種実施状況は、高い水準で推移しており、平成29年の接種率は9割以上となっています。

予防接種実施状況

区分	平成27年	平成28年	平成29年
四種混合（初回）	90.9%	107.7%	100.0%
麻しん・風しんMR（1期）	83.3%	100.0%	123.1%
日本脳炎（第1期初回）	88.0%	93.8%	103.8%
ヒブ	100.0%	84.6%	89.5%
小児用肺炎球菌	100.0%	84.6%	89.5%

（注）基準日以降に生じる出生や転入等の対象者数の変動により、対象者数を超える接種者数となり、実績値が100%を超える場合があります。

出典：地域保健・健康増進事業報告

第3章

第1期計画の実績

1 次世代育成支援対策「椎葉村行動計画」状況

本計画が包含する次世代育成支援対策「椎葉村行動計画」の、第1期計画期間における実施状況は以下の通りです。

所管	事業名	事業内容	平成30年度実績
福祉保健課	児童手当	0才～15才までの子どもの保護者に対する手当	対象者 128人 児童数 299人
	子ども医療費助成	中学校修了前の児童に対し医療費自己負担額を無料化	対象者 335名 年間 3,891件
	すこやか祝い金	出生祝い金の支給	計：14件
	チャイルドシート購入費助成	チャイルドシート購入費の一部助成	支出件数：14件
	子育て包括支援事業	関係機関が連携して子育てに関する情報の提供や支援につなげる	児童福祉、障がい福祉、母子保健と連携し情報共有と支援につなげることができた。
	児童扶養手当	ひとり親家庭の子どもが18歳になるまでの保護者に対する手当	国の基準に併せて適正に実施。
	ひとり親家庭医療	ひとり親家庭の医療費の助成事業	受給資格対象者数 15人 助成延べ件数 30件
	母子寡婦福祉資金貸付	母子寡婦家庭に対しての貸付事業	椎葉村母子寡婦福祉協議会において貸付事業実施。
	障害児対策	障害児に対する各種施策	居宅サービス及び特別児童扶養手当対象者への支援を行った。
	老人クラブ	高齢者による活動	各学校との交流事業等を実施。

所管	事業名	事業内容	平成30年度実績
福祉保健課	里親制度	里親制度の普及促進	広報による啓発活動を実施
	母子健康手帳交付	母子健康手帳の交付	20名に交付
	妊婦健康診査	妊婦健診を委託医療機関での実施	1名につき14回分受診券交付
	乳幼児健診	乳幼児の健康診査及び歯科健診	【受診延べ人数】 乳児健診：40名 歯科健診：44名
	妊婦相談	出産に関する相談事業	参加延べ人数15名
	乳幼児家庭訪問	乳幼児のいる家庭への保健師の訪問	訪問延べ人数16名
	予防接種	各種予防接種	【定期】 ヒブ(Hib)ほか：439名 【任意】 インフルエンザ：265名 (実人数：中学生まで)
	食生活改善推進員	各地区での食に関する活動(食育活動等)	計画通り実施(会員22名)
国保病院	椎葉村国保病院	国保病院の運営	継続して総合診療としての運営を実施。
総務課	村営バス運行事業	村内定期バスの運行	適正に運行
	交通安全防犯対策	交通安全教室等の実施及び防犯対策の強化	職員による啓発活動を実施するなど防犯活動を展開。

所管	事業名	事業内容	平成30年度実績
農林振興課	婚活支援事業	後継者づくり	結婚祝い金 25 万円を 5 組に支給
	若者定住むらづくり 資金利子補給	若者定住促進事業	新規なし 継続 2 件実施
	林業後継者育英資金 貸付事業	林業後継者人材育成	貸付件数 8 件実施
建設課	村道維持管理事業	通学路の安全確保	各地区からの要望書に基づき現地調査の上、維持工事及び資材支給で安全を図った。
教育委員会	小・中学校	各小中学校の運営	教育課程の充実と実践 へき地教育の充実 登下校時の交通安全対策 不審者に対する防犯対策及び啓発
	奨学金制度	人材育成を目的とした奨学資金の貸付	貸付 60 名 返還 216 名
	高校生生活支援 補助金	高校生を持つ世帯の経済負担の軽減を図る。	20,000 円（月額）支給 対象 71 名
	中学校寄宿舎	椎葉中学校生徒のための寮運営	入寮生数 43 人 男子 21 人 女子 22 人
	焼畑体験学習	伝統農法の継承活動	計画どおり体験学習を実施
	PTA・家庭教育学級	各小中学校保護者・教諭による活動	各学校単位で人権教育・各種研修・親子ふれあい交流・世代間交流等を充実し、各種多様化したニーズに対応した。
	地域婦人連絡協議会	地域婦人会による活動	例年通りの行事を計画・実施

所管	事業名	事業内容	平成30年度実績
教育委員会	青年団連絡協議会	若者が各地で行う活動	こいのぼり事業、地区巡回映写会、クリスマスサンタ事業、とびがち大会等を実施
	青少年育成村民会議	青少年の健全育成と、非行防止に向けた対策の充実	各公民館長及び育成会などを通じて、親子・地域交流活動を実施。また、村人会の協力により高校生を励ます会を日向地区で実施。
	子ども会 育成連絡会議	子ども会活動の振興を図り、その指導と運営を協議し、自主的で健全な子ども会の発展に資すると共に、育成者・指導者相互の親睦を図る。	平家まつりにおけるやまびこ発表会では古くから地域に根付く伝統芸能や活動発表を披露。県大会に会長をはじめ育成者も参加し他地域の指導者と交流。
	自治公民館運営	各地区公民館の運営	各公民館にて行事を開催し、地域活性化を図るとともに生涯学習推進にも取り組んだ。



第4章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

第一期計画における基本理念を継承し、子ども・子育て支援法における基本指針及び一体的に策定する次世代育成支援地域行動計画策定指針の「基本的な視点」を踏まえて策定します。

基本理念

- **地域における子育て支援の充実**
- **健やかに子どもを産み育てることのできる環境づくり**
- **子育てと仕事の両立支援**

2 基本的な視点

基本的な視点1 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要です。特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要です。

基本的な視点2 次代の親の育成の視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進める必要があります。

基本的な視点3 サービス利用者の視点

核家族化の進行等、社会環境の変化や住民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しています。

また、農林水産業等の個々の業種ごとの家庭の特性を踏まえることも必要であり、多様な個別のニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要です。

基本的な視点4 社会全体による支援の視点

子育ての支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取組むべき課題であり、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくことが必要です。

基本的な視点5 仕事と生活の調和の実現の視点

仕事と生活の調和憲章（ワーク・ライフ・バランス憲章）においては、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、国民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取組の一つとして、少子化対策の観点からも重要であり、

憲章においても、社会全体の運動として進めていくこととされています。

こうした取組については、本村や企業を始めとする関係者が連携して進めることが重要であり、自らの創意工夫の下に、地域の実情に応じた展開を図ることが必要となります。

基本的な視点6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点

多くの若者が将来家庭を持つことを望み、希望する子どもの数は平均二人以上となっていますが、晩婚化・未婚化が進み、合計特殊出生率も低い水準にとどまっており、結婚や妊娠、出産に対する国民の希望が叶えられていないとされています。

このため、「子育て支援」と「働き方改革」の一層の強化に加え、新たに「結婚・妊娠・出産支援」を対策の柱として打ち出し、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を推進することが、それらに関する国民の希望を実現していくためにも必要です。

また、少子化の状況は地域によって異なっていることから、地域の創意工夫の下、地域の実情に応じた結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の展開を図ることが必要です。

基本的な視点7 全ての子どもと家庭への支援の視点

子育て支援は、保育士をはじめとする専門的知識及び技術を持つ担い手ばかりでなく、地域における様々な社会資源によって担われるものです。

また、子育て支援対策は子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立等の問題を踏まえ、広く全ての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要です。

その際には、社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう、社会的養護体制について質・量ともに整備を進めることとし、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点も十分踏まえて取組を進めることが必要です。

基本的な視点8 地域の担い手や社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、子育てに関する活動を行う子ども会、自治会をはじめとする様々な地域活動団体や、児童委員・主任児童委員等が活動するとともに、社会福祉協議会及び高齢者・障がい者等に対するサービスを提供する民間事業者等もあるほか、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者や育児経験豊かな主婦、その他の地域人材も多く、加えて森林等の豊かな自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等もあることから、こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要です。

また公民館、集会所、学校施設等をはじめとする各種の公共施設の活用を図ることも必要です。

基本的な視点 9 サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要です。

このため、子育て支援対策においては、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進める必要があります。

基本的な視点 10 地域特性の視点

都市部と農山漁村の間の相違を始め、人口構造や産業構造、更には社会資源の状況等地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、子育て支援対策においては、本村の特性を踏まえて主体的な取組を進めていくことが必要です。



3 基本目標

基本目標 1 地域における子育ての支援

子どもの幸せを第一に考えて、すべての子育てをしている人が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守れる様々な子育て支援サービスの充実を推進します。

基本目標 2 母性及び乳幼児の健康の確保並びに増進

親が安心して子どもを生み、またすべての子どもが健やかな成長の実現に向けて、生き生きと育つ地域づくりのため、安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての推進や育児不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を強化します。

基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制の充実に取り組みます。

基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備

子どもと子育てを行う保護者が、安心かつ安全で快適な生活を送れるよう、快適な居住空間や安心してのびのびと活動ができるむらづくりを推進します。

基本目標 5 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と子育ての両立支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男性を含めた働き方や就労体系を見直し、男女がお互いに協力しあいながら子育てを行える働きやすい環境づくりを推進します。

基本目標 6 その他の子育て支援対策

児童虐待の防止対策やひとり親家庭等への自立支援、障がい児や相対的貧困等支援を必要とする家庭や子どもに対して、充実した支援体制を整備するとともに、こうした状況に置かれた家庭や子どもへの無理解・無関心を根絶し、安心して生活できる地域環境づくりを推進します。

4 施策体系図

基本理念

- 地域における子育て支援の充実
- 健やかに子どもを産み育てることのできる環境づくり
- 子育てと仕事の両立支援

基本的な視点

1. 子どもの視点
2. 次代の親の育成の視点
3. サービス利用者の視点
4. 社会全体による支援の視点
5. 仕事と生活の調和の実現の視点
6. 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点
7. 全ての子どもと家庭への支援の視点
8. 地域の担い手や社会資源の効果的な活用の視点
9. サービスの質の視点
10. 地域特性の視点

基本目標

1. 地域における子育ての支援
2. 母性及び乳幼児の健康の確保並びに増進
3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
4. 子育てを支援する生活環境の整備
5. 職業生活と家庭生活との両立の推進
6. その他の子育て支援対策

第5章

基本目標ごとの取組

次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」(以下「指針」という。)については、平成27年4月から適用され、本計画においてもこの指針に即して次世代育成支援対策の実施に関して策定しています。市町村は、指針に即して地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等について、5年ごとに計画を策定ができるとされています。このため、前期計画(第一期計画)に係る必要な見直しを令和元年度までに行った上で令和2年度から令和6年度を期間とする後期計画(本計画)の策定が望ましいとされています。

今回の改正事項は以下の9項目が指摘されていますが、本村は現状の課題や今後の施策の方向性を踏まえて第一期計画で改訂が必要な施策について追加・修正を行いました。

- ① 「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日付け文部科学大臣、厚生労働大臣連名通知)の策定を踏まえた、放課後児童対策の考え方に関する記載の追加
- ② 平成28年以降の累次の児童福祉法等の改正「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)等を踏まえた、児童虐待防止に関する記載の追記
- ③ 社会的養育の充実「都道府県社会的養育推進計画の策定について」(平成30年7月6日付け子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)に基づいた、策定する旨の更新
- ④ 子育て世代包括支援センターや産後ケア、新生児聴覚検査等に関する記載の追加
- ⑤ 医療的ケア児に関する記載の追加
- ⑥ 登下校防犯プラン(平成30年6月22日関係閣僚会議決定)や未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策(令和元年6月18日関係閣僚会議決定)に関する記載の追加
- ⑦ 住生活基本計画(平成28年3月18日閣議決定)を踏まえた、良質な住宅の確保に関する記載の更新
- ⑧ 育児・介護休業法の改正を踏まえた、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備に関する記載の充実
- ⑨ 働き方改革関連法の成立等を踏まえた、働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備に関する記載の充実

基本目標1 地域における子育て支援の充実

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、一方で「子どもは社会の宝」であり、子育ては家庭のみならず、広く社会全体で支えていく必要があります。

全ての子どもと子育て家庭を対象として、利用の現状や利用希望の実情などを踏まえ、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実していくための取組を計画的に進めます。

1-1 地域における子育てサービス

【現状と課題】

専業主婦家庭やひとり親家庭等を含めた全ての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ることが望まれています。

また、これらの取組に際しては、親が障がいを持つ家庭等についても適切に子育て支援サービスが提供されるよう、きめ細かな配慮が求められています。

【施策の方向性】

子育て支援サービスの充実

次代を担う子どもたちと、すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスや、相談体制・情報提供体制の充実を図ります。

【主要事業】

施 策	妊婦相談
施策内容	すこやかな赤ちゃんを産み育てるための相談を毎月1回実施する事業。
関 連 課	福祉保健課

1-2 保育サービスの充実

【現状と課題】

子ども・子育て関連3法に基づく新制度では、多様化する保護者の教育・保育や子育て支援のニーズを踏まえ、保護者の就労状況等に関わらず全ての子ども・子育て家庭に質の高い幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援を総合的に提供することが求められています。

さらに、小学校生活にうまく適応できるよう、小学校への円滑な連携を図っていく必要があります。

また、これらの取組が着実に実施できるよう保育士等の確保及び資質向上等による保育・教育の質の維持・向上が望まれています。

【施策の方向性】

ア 教育・保育提供施設の充実

子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえて、教育・保育環境の整備を行います。

また、積極的な情報提供に努めます。

イ 保育士の確保及び資質向上

保育所等を利用する児童数に対する法定保育士数は確保していますが、さらなる保育サービス充実のため、県等と連携し保育士確保につなげ、保育の質の向上にも取り組みます。

ウ 子ども・子育て会議

教育・保育施設におけるサービス向上及び利用定員の適正化に向けた取組を促進するため、子ども・子育て会議にて定期的に検討を行います。

エ 保・小の連携推進

「小1の壁」の解消に向けて、保育所等と小学校の連携促進に取り組みます。

【主要事業】

施 策	通常保育事業
施策概要	保護者の就労又は疾病等により、家庭において当該児童を保育することができないと認められる場合に保護者に代わり、保育所での保育を実施します。
関 連 課	福祉保健課

施 策	児童手当制度
施策概要	出生の月の翌月から中学校修了前までの児童の保護者に対する給付事業。
関 連 課	福祉保健課



1-3 子どもの健全育成

【現状と課題】

地域社会における子どもの数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や子どもの社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられるため、全ての子どもを対象として放課後や週末等に、地域の方々の協力を得て、地域において子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりの推進が必要です。

さらに、民生委員児童委員が、地域における子育て支援や子どもの健全育成を通じた虐待の防止の取組等子どもと子育て家庭への支援を住民と一体となって進めることが必要です。

【施策の方向性】

児童の健全育成

各地区組織等の協力を得て、子どもたちの健全育成の理解を地域全体で深めていくとともに、指導者、保護者の育成を支援します。

【主要事業】

施 策	スポーツ少年団
施策概要	小学生の健全育成と競技力の向上を図ります。
関 連 課	教育委員会

施 策	アジア友好の翼事業
施策内容	国際感覚を持つ人材育成を図るため、中学生のシンガポール派遣を実施。
関 連 課	教育委員会

1-4 地域における人材育成

【現状と課題】

子ども・子育て支援制度では、保育所等における子育て支援のみならず、地域のニーズに応じた子育て支援を充実するため、支援の担い手となる人材の確保が必要であり、高齢者、育児経験豊かな主婦、その他の地域人材を中心とした養成と、それらの人材を効果的に活用することが必要です。

【施策の方向性】

ア 家庭や地域の教育力の向上

子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する親の学習機会の充実を図るとともに、家庭・学校・地域社会が一体となった地域ぐるみの学習・実践活動を展開します。

イ 世代間交流の促進

地域の社会資源を活用しながら、世代間交流を進め、高齢者も含めた地域全体で子育てを支援する環境をつくります。

【主要事業】

施 策	PTA・家庭教育学級
施策概要	各小中学校の保護者による活動。
関連課	教育委員会

施 策	地域婦人連絡協議会
施策概要	地域の婦人会による様々な活動。
関連課	教育委員会

施 策	青年団連絡協議会
施策概要	村内の若者が各地区で行う様々な活動。
関連課	教育委員会

施 策	青少年育成村民会議
施策概要	青少年の健全育成と非行防止に向けた対策の充実。
関連課	教育委員会

施 策	民生委員児童委員協議会
施策概要	福祉の分野において必要な助言を行い、関係機関との連携を図る団体。
関 連 課	福祉保健課



基本目標2 母性および乳幼児の健康の確保並びに増進

子どもを安全に安心して生み育てられるよう、妊娠、出産からの子育てを通じた支援を行うため、母子の健康保持・増進、出産・育児の不安軽減を図る訪問・相談や情報提供、子どもへの医療対策の充実に向けた取組などを推進します。

2-1 子どもと母親の健康の確保

【現状と課題】

すべての子どもが健やかに生まれ、育てられるためには、両親、特に母親の健康状態と密接な関係にあることから、母性の保護と心身の健康を保持・増進するとともに、母親の不安を軽減し、育児を楽しめるような環境整備が必要です。あわせて、育児の連続性の中で途切れることなく、母親の心に寄り添い、地域の中で最適な環境で見守っていく体制づくりが求められています。

【施策の方向性】

子どもや母親の健康の確保

母親自身が満足できる妊娠・出産・育児、親子関係のスタートとなるよう妊娠早期からの保健指導や情報提供を行います。

【主要事業】

施 策	母子健康手帳交付
施 策 内 容	妊娠、出産、育児を通して、母と子の一貫した健康管理と健康の保持促進のため、母子健康手帳を交付します。
関 連 課	福祉保健課

施 策	妊婦健康診査
施 策 内 容	母性の健康増進を図ることを目的に、委託医療機関で随時実施しています。
関 連 課	福祉保健課

施 策	妊婦相談
施 策 内 容	すこやかな赤ちゃんを産み育てるための相談を毎月1回実施する事業。
関 連 課	福祉保健課

施 策	乳幼児家庭訪問
施 策 内 容	乳幼児のいる家庭を保健師が訪問する事業。
関 連 課	福祉保健課

施 策	乳幼児健診
施 策 内 容	4・7・10ヶ月児健診（内科）、1歳・2歳・2歳6ヶ月児検診（歯科）、1歳6ヶ月・3歳児健診（内科・歯科）、3歳児眼科検診を実施する事業。
関 連 課	福祉保健課

施 策	子ども医療費助成事業
施 策 内 容	出生の日から15歳の誕生月の末日までの児童にかかった医療費を全額助成する事業。
関 連 課	福祉保健課

施 策	予防接種
施 策 内 容	予防接種法にもとづく定期の予防接種を実施します。また、任意の予防接種のうちインフルエンザ予防接種料金の全額を助成します。
関 連 課	福祉保健課

施 策	歯みがき教室
施 策 内 容	椎葉おおもり歯科クリニックに委託し、保育所等において歯みがき指導を実施する事業。
関 連 課	福祉保健課

施 策	フッ化物洗口
施 策 内 容	保育所等において、4歳以上で保護者が希望する子どもに対しフッ化物洗口を行っています。
関 連 課	福祉保健課

2-2 食育の推進

【現状と課題】

「食」は人が生きていく上で欠かすことのできない命の源であり、望ましい食習慣を定着させることは、健康的な生活習慣を形成する基本となることから、家庭や地域社会と連携した食育の推進を、積極的に進めていく必要があります。

子どもが健全な食生活の習慣を身につけるには、子どもを育てる周りの大人が食育を十分理解し、自らが率先して健全な食生活を実践することが求められています。

【施策の方向性】

食育の推進

生涯にわたる健康づくりの基本となる「食」の大切さを広めていく観点から、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する情報の提供等を行い、心と身体の健康づくりを推進します。

【主要事業】

施 策	食生活改善推進員
施策概要	各地域での「食」に関する様々な活動や推進員の育成。
関連課	福祉保健課

施 策	食育教室
施策概要	地域の食生活改善推進委員が講師となり児童とその保護者を対象に食育指導を行う事業。
関連課	福祉保健課

2-3 医療体制の充実

【現状と課題】

地域で安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤整備として、また、子育て世帯の経済的支援として、医療費助成を実施します。

県及び近隣の自治体、関係機関との連携のもと、小児救急医療体制の整備を行うことが必要です。

【施策の方向性】

医療体制の確保

椎葉村国保病院等との連携のもと、小児救急医療体制の整備・情報提供など、小児医療の充実を図ります。

また、子どもがいつでも安心して適切な医療サービスを受けられるよう経済的な負担を軽減します。

【主要事業】

施 策	椎葉村国保病院
施策概要	へき地医療の拠点としての運営。
関連課	椎葉村国保病院

施 策	子ども医療費助成事業【再掲】
施策概要	出生の日から満15歳に達する日以降の3月31日までの間にある子どもの医療費を全額助成する事業。
関連課	福祉保健課

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもが心身ともに健やかに成長できるように、育児不安の解消や学校教育環境の整備、地域の教育力の向上、有害環境対策等の取組を進めます。

3-1 親の心構えや不安・課題の軽減

【現状と課題】

子どもの道徳観や倫理観、一般常識などの形成に最も影響を及ぼすのは「親」であり、子どもが誕生した瞬間から大きな責任を背負うこととなります。

しかしながら、核家族化の進行や隣近所との結びつきの希薄化などにより、子育てに関する相談ができず、保護者が育児不安や孤立感に悩まされ、自信を失っていくケースもあることから、多様な手段で気軽に相談できる環境を整えることが必要です。

子育て家庭が地域で安心して子育てができるよう、地域の様々な資源を活用して、村全体で子育てを支援し、子どもと子育てをしている親を支えていく仕組みづくりを図ります。

【施策の方向性】

次代の親の育成

関係機関との連携による思春期の心身の健康づくりの支援や、「次代の親」に対する教育や体験学習等、赤ちゃんや年下の子どもと出会い、ふれあう機会の充実を図ります。

【主要事業】

施 策	子育て開放
施策内容	すこやか館を開放し、子育て中の保護者及び子どもの交流の場と遊び場を提供します
関 連 課	福祉保健課

3-2 子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備

【現状と課題】

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、子ども一人ひとりに対するきめ細やかな指導や豊かな心を育むための道徳教育、健やかな体を育むためのスポーツ環境の充実、信頼される学校づくり等の整備に努めることが必要です。

【施策の方向性】

学校の教育環境等の整備

次世代の担い手である子どもが、確かな学力を身につけ、豊かな心や身体を育み、個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、学校の教育環境等の整備に努めます。

【主要事業】

施 策	スポーツ少年団
施策概要	小学生の健全育成と競技力の向上を図ります。
関 連 課	教育委員会

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

子どもを安心して生み育てるための住環境、道路・交通環境等の整備や、子どもの安全を確保するための交通安全教育や犯罪の未然防止の取組が必要です。

4-1 良質な居住環境の確保

【現状と課題】

ベビーカーや荷物などの階段昇降をはじめ、最近では、赤ちゃんや子どもの声を生活騒音と捉えられるなど子育て家庭の居住環境には多くの制約があり、良質なファミリー向け賃貸住宅の確保などの取組が必要です。

【施策の方向性】

良質な居住環境の確保

公営（村営）住宅の建設や建替えにあたっては、高齢者・障がい者・子育て世帯向け住宅など、少子・高齢社会にも対応した多様なタイプの住宅の供給を推進します。

【主要事業】

施 策	木造住宅建築支援事業
施策概要	村産材の消費拡大を目的とし、村内における新築、増改築において村産材を使用する場合に助成する事業。 10万円以上200万円未満の対象木材代金の1/2以内を助成します。
関連課	建設課

施 策	椎葉村移住・定住促進住環境整備事業
施策概要	椎葉村における移住や定住を促進するため、住環境の整備を行うための費用を補助します。
関連課	地域振興課

施 策	小規模水道施設設置事業・一般家庭用飲料水供給施設補助
施策概要	給水施設整備に要する経費の助成。
関連課	建設課

施 策	合併浄化槽設置整備事業
施策概要	生活排水の一括処理による河川浄化と生活環境の改善を図るため、浄化槽設置の助成を行います。
関連課	税務住民課

施 策	若者定住むらづくり資金利子補給
施策概要	結婚に関する資金や結婚を要因とする基盤整備に関する資金、Uターンによる経営基盤整備に要する資金等の借入に対し、利子補給を行います。
関 連 課	農林振興課

4-2 安心して外出できる環境の整備

【現状と課題】

子どもや妊産婦をはじめ、あらゆる人が安心して外出できるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等に基づき、道路、公園、公共交通機関などにおけるスロープの設置や段差の解消等のバリアフリー化や危険防止のための手すりの設置などの取組が必要です。

子どもが交通事故や犯罪等の被害に遭わないように、通学路における歩道設置など交通安全施設の整備等の安全対策が必要です。

【施策の方向性】

安全な道路交通環境の整備

すべての人々が、安全かつ快適に歩行や移動ができ、さまざまな社会活動に参加できるよう道路整備、交通手段確保に努めます。

また、道路の危険箇所については、道路改良やロードミラー・防護柵などの交通安全施設の整備を推進します。

【主要事業】

施 策	村道維持管理事業
施策概要	安全な交通ルートの確保を目指すため、排水工事、安全施設工事等を行います。通行の安全確保を図るため、安全施設整備や、沿道の草刈り等を行います。
関 連 課	建設課

施 策	村営バス運行事業
施策概要	村内の定期バスの運行。
関 連 課	地域振興課

4-3 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

【現状と課題】

近年、道路交通網の整備、車の増加により交通事故の発生件数も増加しています。

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所等、学校、学童、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要です。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路について、移動等の円滑化を推進するとともに、生活道路等において、歩道等の整備、車両速度を抑制するような対策を進め、安全で安心な道路空間を創出すること等が望まれています。

また、事故の危険性の高い通学路において、歩道等の整備等、安全・安心な歩行空間の創出が必要です。

【施策の方向性】

交通安全教育の推進

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所等、学校、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進します。

また、関係機関・団体等と連携し、情報交換・情報提供を行い、運転者、歩行者等の道路利用者に対する交通法令等の遵守や、交通マナーやモラルの向上等交通安全意識の高揚を図ります。

【主要事業】

施 策	チャイルドシート購入費助成事業
施策概要	村内の児童のチャイルドシート購入費の一部を助成。 購入費の1/2若しくは15,000円の低い方。1児童に対して1回の支給。
関 連 課	福祉保健課
施 策	交通安全対策
施策概要	交通安全教室等の開催。
関 連 課	総務課

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進

現在の少子化の背景には、働き方をめぐるさまざまな課題があります。共働き世帯が増加しているにもかかわらず、働き方の選択肢が十分に整っていないことで、女性にとって未だに就労と出産・子育てが二者択一となっている状況が存在しています。

男女がともに子育てを担い、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて子育て家庭・事業所・地域全体で推進していくことが求められています。

5-1 仕事と子育ての両立の推進

【現状と課題】

子育ての第一義的な責任は保護者にあり、可能な限り子どもと一緒にいる時間を大切にする子育てを中心とした働き方や生き方について考えることが必要です。

しかしながら、景気の影響などによる共働き家庭の増加やひとり親家庭などによる保育ニーズなどの就労形態の多様化に対応できるよう、時間外保育や一時預かりなどの多様で弾力的な保育サービスの充実が求められています。

【施策の方向性】

ア 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

性別に関わらず、すべての労働者が、仕事時間と生活時間のバランスの取れた雇用環境を実現させるため、「働き方の見直し」の実現に向け、国・県・関係団体等との連携を図りながら、労働者、事業主、地域住民等の意識改革のための広報・啓発・情報提供に努めます。

イ 仕事と子育ての両立の推進

子育て家庭の多様な就労形態に対応した子育て支援のため、今後も、長期休暇中の子どもの居場所の確保も含めた保育の充実を図ります。

【主要事業】

施策	通常保育事業【再掲】
施策概要	保護者の就労又は疾病等により、家庭において当該児童を保育することができないと認められる場合に保護者に代わり、保育所での保育を実施します。
関連課	福祉保健課

基本目標6 その他の子育て支援対策

様々な事情により支援の必要性が高い全ての子どもに対して、家族はもとより、地域や行政を含むすべての人や機関が手を差し伸べ支えることが大切です。

いじめや不登校、引きこもり、相対的貧困など、子どもをめぐる問題は数多くあり、このような課題に対しても適切な対応が迅速にできるよう体制を整えていくことが必要です。

我が国も平成6年に子どもに対する保護と援助を進めることを目的とした「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を批准しました。また、平成25年には「いじめ防止対策推進法」が施行され法的整備が進んでいます。さらに令和元年に「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が交付されました。

また、ひとり親家庭に対しては、親が安心して子育てをしながら就労できるよう、適切な支援と相談体制の充実を図ります。

障がいにより、日常生活や社会活動で多くの制約を受けている子どもについては、ノーマライゼーションの理念の下、家庭や地域で安心して暮らせる地域社会づくりを行うことでその制約を少しずつでも取り除いていくことが大切です。対象となる障がい種別は多様化、複雑化していますが、それらに対応できる体制を整えていくことが必要です。

6-1 児童虐待防止対策の充実

【現状と課題】

子どもたちへの虐待は、夫婦関係の不和などの家庭関係上のストレス、失業や借金などの経済的問題、保護者や子どもの健康問題、近隣からの孤立など、多くの課題が複合的に作用して発生するため、関係機関が家族の抱える課題について一体となって家庭を支援することが大切です。

【施策の方向性】

児童虐待防止対策の充実

児童虐待に関する相談については、要保護児童等対策地域協議会との連携・協働を軸として、必要に応じ県児童相談所や民生委員・児童委員等と連携し、虐待を受けた子どもの保護を図るとともに、保護者に対する適切な助言・指導・支援等を行います。

【主要事業】

施 策	里親制度
施 策 概 要	家庭に恵まれない児童のために、家庭的な環境を促進し、児童を心身ともに健やかに育てることを目的とした制度。
関 連 課	福祉保健課

6-2 ひとり親家庭等の支援の推進

【現状と課題】

ひとり親家庭が増加している中で、子どもの健全な育成を図るためには、きめ細かな福祉サービスの展開に加え、自立に向けた就業支援を効果的に行う必要があります。

ひとり親家庭の母又は父等の就業に向けた資格取得を支援するため、職業能力向上のための訓練や求職活動の相談等について、公共職業安定所や県等と連携し、効果的に行う体制づくりに努めます。

また、母子・父子福祉団体の自主的な活動を支援するとともに、育児・家事等の家庭機能を援護し、安定した生活を維持できるような支援が求められています。

【施策の方向性】

ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭に対する相談指導体制の充実や社会的自立に必要な情報の提供に努めます。

【主要事業】

施 策	児童扶養手当制度
施 策 概 要	ひとり親家庭の子どもが18歳になるまでの保護者に対する給付事業。 所得等により給付金額は異なります。(自己申請が必要)
関 連 課	福祉保健課

施 策	ひとり親家庭等医療費助成事業
施 策 概 要	母子・父子世帯の全員の医療費を助成します。 所得に応じて助成が受けられない場合があります。
関 連 課	福祉保健課

施 策	母子寡婦福祉資金貸付
施 策 概 要	母子寡婦家庭に対しての貸付金事業。
関 連 課	福祉保健課

6-3 障がい児施策の充実

【現状と課題】

障がいのある子どもが地域の中で健やかに育つために、障がいのない子どもと共に成長できるよう配慮するとともに、親子の意向を尊重し、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な保育、教育を行うよう努める必要があります。

【施策の方向性】

障がい児施策の充実

保健・医療・福祉は元より学校（普通教室、特別支援教室、保健室等）や地域（保護者、放課後子ども教室等）と情報を共有する等連携を密にし、障がいの早期発見、早期治療や療育、見守り等の体制を整備します。

【主要事業】

施 策	障がい児対策
施策概要	支援費制度を通じて様々な事業を展開し、在宅福祉から施設入所までサポートしていきます。
関連課	福祉保健課

施 策	日中一時支援事業
施策概要	日中における活動の場を提供する事業を実施することにより、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族に一時的な休息を与えます。
関連課	福祉保健課

6-4 子どもの貧困対策の充実

【現状と課題】

貧困状態にある家庭は、心身の健康、家庭、人間関係など複合的で多様な課題を抱えていることが多く、また、貧困の状況にある子どもについては、これに伴って様々な不利を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されています。

このような社会的孤立に陥ることがないように、相談事業の充実を図るなどにより、子ども及びその保護者の生活支援を実施する必要があります。

【施策の方向性】

子どもの貧困対策の充実

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されず、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な相談・支援を行います。また、関係機関の連携を含めた支援体制整備に努めます。

【主要事業】

施 策	児童扶養手当制度【再掲】
施策概要	ひとり親家庭の子どもが18歳になるまでの保護者に対する給付事業。所得等により給付金額は異なります。(自己申請が必要)
関連課	福祉保健課

施 策	ひとり親家庭等医療費助成事業【再掲】
施策概要	母子・父子世帯の全員の医療費を助成します。所得に応じて助成が受けられない場合があります。
関連課	福祉保健課

施 策	要保護・準要保護児童生徒の就学援助
施策概要	経済的理由で修学が困難な小・中学校の児童・生徒の保護者に対して、修学に必要な援助を行い、義務教育を円滑に実施する制度です。
関連課	教育課

施 策	生活困窮者自立支援事業
施策概要	複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な相談・支援を行う事業です。
関連課	福祉保健課

6-5 その他子育て支援対策の充実

【現状と課題】

本村は、地理的条件や人口等の社会的条件により、保育サービスの未実施など子育て世帯の負担が大きいと考えられ、子育て世帯への支援が必要と考えられます。

【施策の方向性】

村独自の子育て支援

子育て世帯に対して、村独自の子育て支援施策を実施していきます。

【主要事業】

施策	すこやか祝い金
施策概要	村内に5年間定住することを条件に、祝い金を支給します。 第1子・第2子が10万円。第3子が50万円。第4子以降は100万円。
関連課	福祉保健課



第6章

事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、市町村において「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられており、この「教育・保育提供区域」に基づき、同事業計画に「量の見込み」および「確保方策」を記載するとともに、地域型保育事業の認可の際の需給調整を判断することとされています。

本村の教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を通じた共通の区域として、「村全域を1区域」と設定することとします。

2 教育・保育の量の見込み

(1) 幼児期の教育・保育の量の見込み

村では、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めなければいけません。

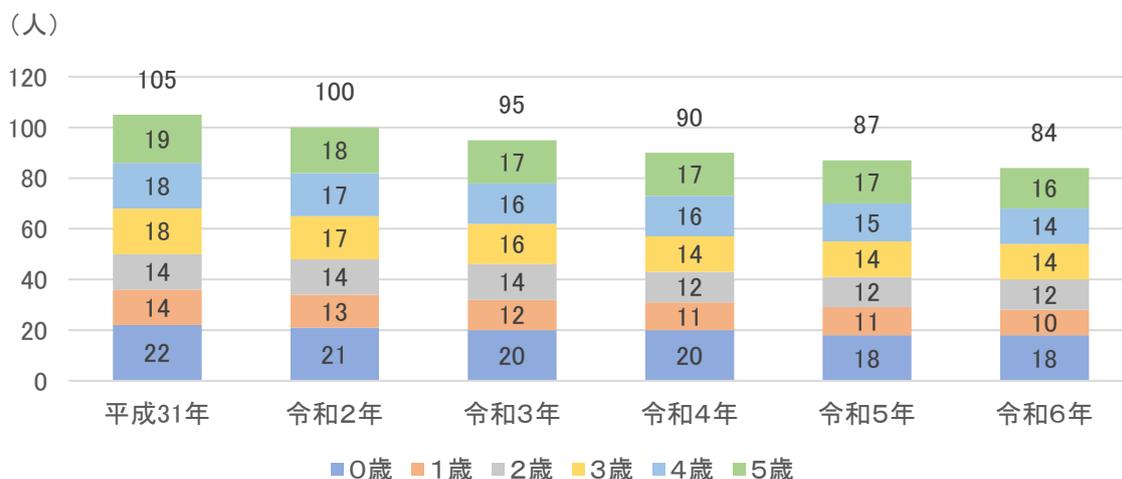
村に居住する子どもについて、「現在の教育・保育施設等(幼稚園・保育園・認定こども園・認可外保育所)の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

教育・保育の認定区分

- | |
|--|
| <p>【1号認定】 3－5歳 幼児期の教育
(子ども・子育て支援法第19条1項1号に該当：教育標準時間認定)</p> <p>【2号認定】 3－5歳 保育の必要性あり
(子ども・子育て支援法第19条1項2号に該当：満3歳以上・保育認定)</p> <p>【3号認定】 0－2歳 保育の必要性あり
(子ども・子育て支援法第19条1項3号に該当：満3歳未満・保育認定)</p> |
|--|

【児童人口推計】

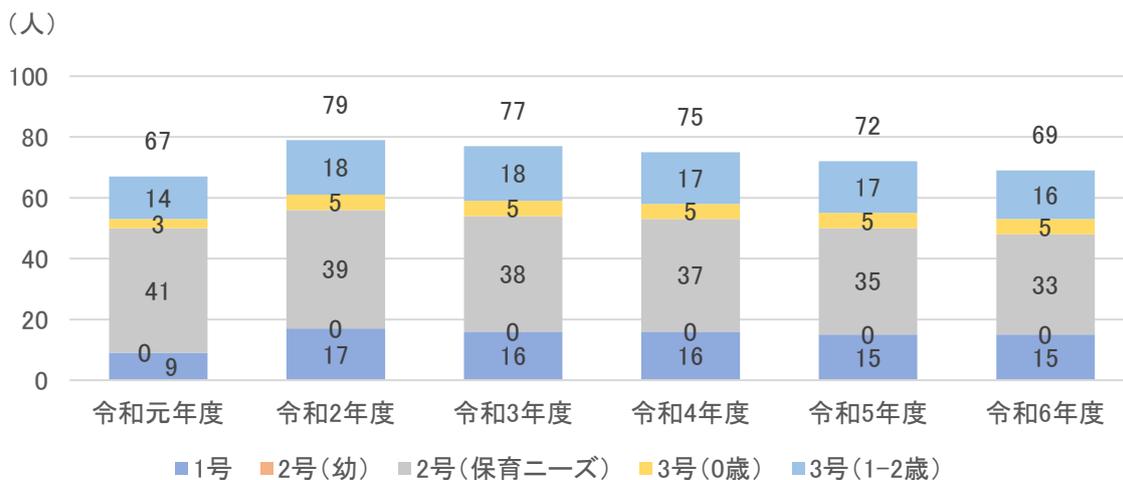
本村の人口は今後も減少傾向となっており、令和6年の推計児童数（0～5歳）は、平成31年より21人少ない84人になることが予想されます。



推計方法：国勢調査を基にコーホート変化率法を用いて算出後、住民基本台帳により補正
平成31年は実績値、令和2～6年は推計値（各年4月時点）

【教育・保育利用の推計】

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童及び就学児童の保護者を対象としたアンケート調査の結果をもとに、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、本村の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。



出典：「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」をもとに推計（令和元年度は4月時点の実績）

(2) 提供体制の確保の内容およびその実施時期

村は、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設および地域型保育事業による確保の内容および実施時期（確保方策）」を設定します。

【教育・保育の量の見込みと確保可能人員】

本村の教育・保育の量の見込みは、計画期間初年度が79人、計画最終年度が69人の利用が見込まれます。

教育・保育の量の見込み

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1号認定	17	16	16	15	15
2号認定（保育ニーズ）	39	38	37	35	33
3号認定	23	23	22	22	21
0歳児	5	5	5	5	5
1-2歳児	18	18	17	17	16
合計	79	77	75	72	69

【1号認定の確保方策】

1号認定は、地域型の特例保育にて対応します。

椎葉村の地域型特例保育の利用定員数は令和2年度が25人、令和3～6年度が20人を予定しています。

1号認定の利用定員数は、量の見込みを満たしており、確保方策は十分であると予想されます。

1号認定（教育ニーズ）量の見込み・確保方策

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	17人	16人	16人	15人	15人
②確保方策 （利用定員数）	25人	20人	20人	20人	20人
過不足②－①	8人	4人	4人	5人	5人

【2号認定（保育ニーズ）の確保方策】

2号認定（保育ニーズ）は、地域型の特例保育にて対応します。

椎葉村の地域型特例保育の利用定員数は令和2年度が81人、令和3～6年度が71人を予定しています。

2号認定（保育ニーズ）の利用定員数は、量の見込みを満たしており、確保方策は十分であると予想されます。

2号認定（保育ニーズ）量の見込み・確保方策

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	39人	38人	37人	35人	33人
②確保方策 (利用定員数)	81人	71人	71人	71人	71人
過不足②-①	42人	33人	34人	36人	38人

【3号認定（0歳児、1-2歳児）の確保方策】

3号認定(0歳、1-2歳)は、小規模保育にて対応します。

本村の3号認定(0歳児)の利用定員数は令和2年度が9人、令和3～6年度が12人を予定しています。

3号認定(1-2歳児)の利用定員数は令和2年度が30人、令和3～6年度が37人を予定しており、量の見込みを満たすことが予想されます。

3号認定（0歳児・1-2歳児）量の見込み・確保方策

区分	R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R6年度	
	0歳	1-2歳								
①量の見込み	5人	18人	5人	18人	5人	17人	5人	17人	5人	16人
②確保方策 (利用定員数)	9人	30人	12人	37人	12人	37人	12人	37人	12人	37人
過不足②-①	4人	12人	7人	19人	7人	20人	7人	20人	7人	21人

【保育利用率の目標設定について】

子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当する子どもについて、「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。この保育利用率の目標値については、以下のとおり設定します。

ア 保育利用率

満3歳未満の子どもの数全体に占める保育所、認定こども園又は地域型保育事業に係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳未満の子どもの利用定員数の割合とします。

保育利用率 = 3号子どもに係る保育の利用定員数/満3歳未満の子どもの数全体

イ 保育利用率の目標値の設定

各年度における「保育利用率」は、各年度の推計児童数に占める確保方策「3号認定（0歳児・1-2歳児）量の見込み・確保方策」の「②確保方策（利用定員数）」欄に記載した利用定員数の割合とします。

3号認定 保育利用率の推移

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
保育利用率	81.3%	106.5%	114.0%	119.5%	122.5%
確保方策（利用定員数）	39人	49人	49人	49人	49人
0-2歳推計児童数	48人	46人	43人	41人	40人

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

市町村は、内閣府令で定めるところにより、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとします。(子ども・子育て支援法第59条)

対象事業

地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業
	② 地域子育て支援拠点事業
	③ 妊婦健康診査
	④ 乳児家庭全戸訪問事業
	⑤ 養育支援訪問事業
	⑥ 子育て短期支援事業
	⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
	⑧ 一時預かり事業
	⑨ 延長保育事業
	⑩ 病児保育事業
	⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
	⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
	⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(2) 地域子ども・子育て支援事業に対する本村の考え方

椎葉村の子ども・子育て支援事業は、各事業の実施条件に満たないことや住民の子育て家庭を地域全体で支える意識が高いことなどから多くの事業が未実施となっていました。

今後の子ども・子育て支援事業の実施にあたっては、椎葉村のこれまでの地域全体の子育て能力を最大限に活かしつつ、事業によっては、事業内容が一部類似するものにより、事業ニーズの大部分を満すことが予想される事業もあることから、事業の総合的な取組を推進します。

① 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【事業概要】

● 利用者支援

子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」、「相談」、「利用支援・援助」を行います。

● 地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等を行います。

【現状】

本村では、平成30年度より「椎葉村子育て包括支援事業」を椎葉村社会福祉協議会に委託して実施しており、この中で相談・連携対応を行っています。

【今後の方向性】

- 保育を希望する保護者の相談に応じ、村内保育施設や広域保育利用などの保育資源・保育サービスについて、情報提供を行う窓口として機能の充実を図ります。
- 「椎葉村子育て包括支援事業」を再構築し、利用者支援・地域連携を図ります。

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

本村では、平成30年度より「椎葉村子育て包括支援事業」を椎葉村社会福祉協議会に委託して実施しており、この中で子育てについての相談、情報の提供を行っています。

【確保方策及び今後の方向性】

- 計画期間中の量の見込みは、500人で推移します。
- 地域子育て支援拠点事業の確保方策は、利用者のほとんどが教育・保育を受けていない未満児の保護者が予想されることから3号認定の確保方策や福祉保健課の相談業務等と併せて検討します。

確保方策

区 分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み【人】		500	500	500	500	500
確保方策	②【人】	500	500	500	500	500
	【箇所】	1	1	1	1	1
過不足②-①		0	0	0	0	0

※①及び②は、年間延べ人数

③ 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、(a)健康状態の把握、(b)検査計測、(c)保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【現状】

妊婦健康診査の令和元年度の事業見込みは 210 人としています。

【確保方策及び今後の方向性】

- 計画期間中の量の見込みは、220 人とします。
- 妊婦健康診査の確保方策は、母子健康手帳交付時に受診券を配布するとともに、妊婦健康診査の内容や必要性について周知を図り、医療機関受診を促進します。

確保方策

区 分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み【人】		220	220	220	220	220
確保方策	②【人】	220	220	220	220	220
	【受診券配布窓口】	1	1	1	1	1
過不足②－①		0	0	0	0	0

※①及び②は、年間延べ人数

④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【現状】

椎葉村の令和元年度乳児家庭全戸訪問事業実績見込みは8人としています。

事業実績

区 分	H29年度	H30年度	R1年度見込み
実績【人】	15	16	8

【確保方策及び今後の方向性】

- 計画期間中の量の見込みは、計画期間中の0歳児推計人口とします。
- 乳児家庭全戸訪問事業の確保方策(対応箇所)は、福祉保健課が窓口となり対応します。

確保方策

区 分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み【人】		16	16	16	16	16
確保方策	②【人】	16	16	16	16	16
	【受診券配布窓口】	1	1	1	1	1
過不足②-①		0	0	0	0	0

※①及び②は、年間延べ人数

⑤ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【現状】

椎葉村では、養育支援訪問事業は実施していませんが、同様の事業を自主事業で実施しています。

【確保方策及び今後の方向性】

- 計画期間中の量の見込みは0人とします。
- 今後も、自主事業による事業を実施し、妊婦健診、乳幼児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査などと連携し、養育訪問事業の充実につなげます。

確保方策

区 分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み【人】		0	0	0	0	0
確保方策	②【人】	0	0	0	0	0
	【対応窓口】	1	1	1	1	1
過不足②－①		0	0	0	0	0

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

【現状】

椎葉村では、子育て短期支援事業（ショートステイ）を実施していません。

【確保方策及び今後の方向性】

- ニーズ調査結果より、量の見込みは0人で推移しています。
- 村単独による事業実施は困難であり、広域事業の検討を行います。

確保方策

区 分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み【人】		0	0	0	0	0
確保方策	②【人】	—	—	—	—	—
	【対応箇所】	—	—	—	—	—
過不足②－①		0	0	0	0	0

※①及び②は、年間延べ人数

※表中の(－)は、対応について、今後検討・協議することを表しています。

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【現状】

現在、椎葉村では、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を実施していません。

【確保方策及び今後の方向性】

- ニーズ調査結果より、量の見込みは6人で推移しています。
- 地域の状況から提供会員の確保が厳しいことから、実施するのは困難が予想されるため、子育て援助活動支援事業実施の予定はありませんが、「地域」での子育て支援を推進するうえで重要な位置を占める事業であり、一時預かり事業などにより子育て援助活動の方向を検討いたします。

確保方策

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み【人】	6	6	6	6	6
小学校低学年【人】	3	3	3	3	3
小学校高学年【人】	3	3	3	3	3
確保方策					
②【人】	0	0	0	0	0
【対応箇所】	0	0	0	0	0
過不足②－①	▲6	▲6	▲6	▲6	▲6

※①及び②は、年間延べ人数

⑧ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【現状】

椎葉村では、令和元年度より一時預かり事業を実施しています。

【確保方策及び今後の方向性】

- 計画期間中の量の見込みは、ニーズ調査結果より1号認定による利用を24人、2号認定による利用を0人としています。
上記以外の利用はニーズ調査結果より0人としています。
- 一時預かり事業は、今後も現体制を確保し保護者の一時的な保育負担の軽減に努めます。

確保方策

区 分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
量の見込み	①幼稚園型（1号認定）【人】	24	24	24	24	24	
	②幼稚園型（2号認定）【人】	0	0	0	0	0	
	③一般型【人】	5	5	5	5	5	
確保方策	幼稚園型	④【人】	40	40	40	40	40
		【施設】	4	4	4	4	4
	一般型	⑤【人】	0	0	0	0	0
		【施設】	0	0	0	0	0
過不足	幼稚園型④－(①＋②)	16	16	16	16	16	
	一般型⑤－③	▲5	▲5	▲5	▲5	▲5	

※①及び②は、年間延べ人数

⑨ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施します。

【現状】

本村では、全保育事業所にて延長保育を実施しており、令和元年度の実績見込みは0人となっています。

【確保方策及び今後の方向性】

- 計画期間中の量の見込みは、ニーズ調査結果より12人としています。
- 延長保育事業の確保方策は、今後も現体制を確保し、保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実に努めます。

確保方策

区 分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み【人】		12	12	12	12	12
確保方策	②【人】	20	20	20	20	20
	【対応箇所】	4	4	4	4	4
過不足②－①		8	8	8	8	8

⑩ 病児保育事業

病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

【現状】

椎葉村では、病児保育事業を実施していません。

【確保方策及び今後の方向性】

- 計画期間中の量の見込みは、ニーズ調査結果より10人としています。
- 病児保育事業の要件等により、現時点での本村での実施は困難であることから、医療機関等と連携し、安心できる保育体制に努めます。

確保方策

区 分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み【人】		10	10	10	10	10
確保方策	②【人】	—	—	—	—	—
	【箇所】	—	—	—	—	—
過不足②-①		▲10	▲10	▲10	▲10	▲10

※①及び②は、年間延べ人数

※表中の(-)は、対応について、今後検討・協議することを表しています。

⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【現状】

椎葉村では、放課後児童健全育成事業を実施していません。

【確保方策及び今後の方向性】

- 計画期間中の量の見込みは、ニーズ調査結果より全学年併せて 24 人としています。
- 平成 29 年度より椎葉小学校、平成 31 年度より松尾小学校で放課後子ども教室を実施しています。
- 平成 30 年 9 月に公表された「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子ども教室との一体型の整備を検討し、今後も各地域において必要な者が支援を受けられるよう努めます。

確保方策

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み【人】	24	24	24	24	24
1年生【人】	4	4	4	4	4
2年生【人】	4	4	4	4	4
3年生【人】	3	3	3	3	3
4年生【人】	5	5	5	5	5
5年生【人】	4	4	4	4	4
6年生【人】	4	4	4	4	4
確保方策					
②【人】	-	-	-	-	-
【箇所】	-	-	-	-	-
過不足②-①	▲24	▲24	▲24	▲24	▲24

※表中の(-)は、対応について、今後検討・協議することを表しています。

⑫ 実費徴収にかかる補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保方策及び今後の方向性】

- 本村の保護者の負担状況に応じて検討します。

⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

【事業概要及び確保方策】

- 巡回支援

目的

「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、住民ニーズに沿った多様な保育の提供を進める際に、多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等の事業者への支援を行い、地域ニーズに即した保育等の事業の拡大を図ることを目的としています。

事業内容

新規参入事業者に対し、当該施設等における事業の推進状況等に応じて、市町村の支援チームにより、次の①～⑤のいずれか1つ又は複数の事業を実施するものとする。

- ① 事業開始前における事業運営や事業実施に関する相談・助言、各種手続きに関する支援等を行う事業
- ② 事業開始後、事業運営が軌道に乗るまでの当面の間、保護者や地域住民との関係構築や、利用児童への対応等に関する実地支援、相談・助言等を行う事業
- ③ 小規模保育事業の連携施設のあっせんなど、事業実施に当たっての連携先の紹介等を行う事業
- ④ 小規模保育事業の連携施設に係る経過措置として、支援チーム自らが連携施設に代わる巡回支援等を行う事業
- ⑤ その他、新規参入事業者が円滑に事業を実施できるよう、市町村が適当と認めた事業

支援対象

保育所、小規模保育事業、認定こども園を始め、一時預かりや地域子育て支援拠点事業などの子育て支援事業に新規に参入する事業者であって、市町村において支援が必要と認められた事業者を対象とします。

本村の確保方策

新規参入施設等の事業者への支援について、現時点において新規参入事業者の見込みがなく巡回支援の検討・実施は予定していません。

● 特別支援

目的

子ども・子育て支援新制度において住民ニーズに沿った多様な教育・保育の提供を進める上で、多様な主体による事業実施を促進することが必要であるため、私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子ども（以下「対象障害児」という。）を認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人ひとりの状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図ることを目的としています。

実施場所

認定こども園

対象となる子ども

- 認定こども園に在籍している対象障害児
- 対象障害児の障害の範囲や認定方法等は私学助成や障害児保育事業における自治体の実施状況を踏まえて検討します。

補助対象及び補助要件

- 当該認定こども園において、2人以上の障害児（対象障害児以外も含む）を受け入れていること。

本村の確保方策

特別支援が特に必要な子どもに対する支援として、施設整備及び今後の国の方針を踏まえ検討します。

4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、認定こども園の移行に向けた検討を行います。

5 その他事項

(1) 産前・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に幼稚園、保育所を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。

(2) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境

の整備に関する施策との連携

多様な生き方・働き方が浸透する中、家族との時間を大切に作る働き方も重視されており、働き方の見直しを進め、職場優先の意識を解消し、家族との時間を大切にできる職場環境づくりの促進に継続して取り組みます。

具体的には、育児休業制度の定着・促進や労働時間の短縮に向けた企業を含めた関係機関での取組を推進します。

また、父親が子育てに参加できるような各種講座を開催するなど、すべての人が多様な働き方、特に仕事と家庭生活のバランスがとれた働き方が選択できるよう、社会全体で支える環境の整備に努めます。

(3) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

①児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもの人権を侵害する深刻な問題であり、迅速かつ適切な対応が求められています。

本村においても、要保護児童対策地域協議会など関係機関との連携による虐待防止ネットワーク等による相談窓口や相談体制の整備等のきめ細やかな対応を一層充実し、発生子防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組を進めます。

また、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に見守りを必要とする子どもや妊婦の家庭を早期把握・対応に努めます。

②社会的養護体制の充実

本村では、保護者のいない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し保護すると共に、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行う体制は整っていませんが、児童相談所や関係機関と連携し、社会的養護体制の構築を目指します。

③ひとり親家庭（母子家庭及び父子家庭）の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、経済的支援を行うとともに、就業が困難な母子家庭への支援や子育てサービスの情報提供、相談体制の充実を図ります。

具体的には、放課後児童クラブの利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するとともに、母子・父子福祉団体による生活支援のほか、児童扶養手当や医療費支給等の経済的支援を継続し、総合的な自立支援の推進に努めます。

④障害児施策の充実

教育・保育等に携わる者の専門性の向上、専門家の協力で、子どもが将来的に自立し社会参加するための力を培うため、保護者への情報提供を行うなど障害児対策の充実を図ります。

(4) 放課後子ども総合プランについて

1 趣旨・目的

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（以下「放課後子供教室」という。）の計画的な整備等を進める。

2 国全体の目標

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

3 事業計画

全ての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、小学校の余裕教室等の活用や、教育と福祉との連携方策等について検討しつつ、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を計画的に整備等していくことが必要である。

市町村が計画的に両事業の整備を進めていけるよう、国は「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について、子ども・子育て支援法に基づく基本指針や次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針を見直す中で記載し、市町村は以下に掲げる内容について市町村子ども・子育て支援事業計画又は市町村行動計画に盛り込むこととする。

市町村行動計画等に盛り込むべき内容

- ① 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量
- ② 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の2023年度に達成されるべき目標事業量
- ③ 放課後子供教室の2023年度までの実施計画
- ④ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
- ⑤ 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策
- ⑥ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
- ⑦ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策
- ⑧ 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組
- ⑨ 各放課後児童クラブが、放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策
- ⑩ 放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策 等

椎葉村新・放課後子ども総合プラン行動計画

① 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

本村では、放課後子ども教室との一体型の整備を検討し、今後も各地域において必要な者が支援を受けられるよう努めます。(第5章3(2)⑪ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に記載)

② 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の2023年度に達成されるべき目標事業量

小学校区毎のニーズを勘案し、放課後児童クラブ整備の要否を含む検討を行います。

③ 放課後子ども教室の2023年度までの実施計画

小学校区毎のニーズを勘案し、必要に応じて整備を検討します。

④ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

放課後児童クラブの支援員(指導員)と、放課後子ども教室のコーディネーターが事業の企画段階から連携・協議して計画を立てます。併せて、定期的な会合の場を持ちます。

⑤ 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

教育委員会と福祉部局が、学校の余裕教室等を含めた放課後の利用状況について学校側と協議を行い、放課後子ども教室として積極的な活用を図ります。

⑥ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策など教育委員会と福祉部局が放課後子ども教室の開催に向けて、それぞれの役割・責任体制等について、定期的に協議する場を設けます。

⑦ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後児童クラブや放課後子ども教室において、障がいのある児童の受け入れはもとより、虐待やいじめを受けた児童や日本語能力が十分でない児童等の来所も視野に入れ、こうした特別な配慮を必要とする児童が安心して過ごすことができる環境づくりを目指します。

- ⑧ 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組
保護者のニーズや地域の実情に応じた開所時間の延長を検討します。
- ⑨ 各放課後児童クラブが、放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策
子どもの自主性や社会性のより一層の向上を図るため、放課後児童クラブごとの取組や困難事例等の情報共有の場づくりを検討します。
- ⑩ 放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策
⑨で共有された情報を含め、各放課後児童クラブの特徴や取組をまとめ、インターネットや情報紙等を通じた情報提供を検討します。



(5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

2019（令和元）年からの幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する保護者が無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。このため、村では子育てのための施設等利用給付にあたって、以下の方針をもとに保護者の経済的負担の軽減や利便性等を配慮し、円滑に実施していきます。

① 子育てのための施設等利用給付の方法について

子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮し、年4回の給付を基本とします。また、子ども・子育て支援法第30条の11に基づき特定子ども・子育て支援施設等に対して施設等利用費を給付する場合は、特定子ども・子育て支援施設等における資金繰りに支障を来すことのないよう、給付時期について配慮します。

② 子育てのための施設等利用給付の申請について

預かり保育事業に係る子育てのための施設等利用給付の給付申請は、当該利用者が主に利用している施設に取りまとめを依頼することで利用者の利便性向上を図るとともに、過誤請求・支払いの防止を図ります。

その他の認可外保育施設等に係る子育てのための施設等利用給付申請については、各施設の状況や申請の実態を踏まえ、検討することとします。

③ 宮崎県との連携について

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行に当たっては、必要に応じて宮崎県に施設の運営状況、監査状況等に関する情報の提供を依頼するほか、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力についても要請するなど、子育てのための施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保のため、宮崎県との連携を図ります。

第7章

推進体制

1 計画の周知

計画の推進にあたり、子育て家庭、子育てに係る事業者・関係団体をはじめ、多くの住民との協力が重要であることから、策定した計画について、関係者や関係団体へ周知するとともに、ホームページなど様々な媒体を活用して、広く住民に周知します。

また、「子ども・子育て支援新制度」について分かりやすく知らせていくことが、安心した妊娠・出産・子育てに結び付いていくと考えられるため、子ども・子育て支援法について、国のパンフレット及びリーフレット等を活用し、情報提供に努めていきます。

2 関係機関等との連携・協働

子ども・子育てに関わる施策は、福祉分野だけでなく、教育・保健・医療・商工業など、多岐にわたります。

このため、施設関係者・民生委員・主任児童委員・関係機関などと連携を図りながら、協働による子育て支援に努めます。

また、国や県とも連携して、施策の推進にあたります。

3 計画の進行管理

本計画（Plan）の達成状況（利用定員数や施策取組）を得るためには、計画の実施・実行（Do）の達成状況を継続的に点検・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の処置・改善（Act）を図るといった、PDCAサイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画内容の審議にあたった「椎葉村子ども・子育て会議」を定期的で開催し、毎年度の進捗状況の把握・点検を行うこととし、その結果を公表するとともに、それに対する意見を関係機関や団体などから得ながら、適時、取組の見直しを行っていきます。



4 成果指標

(1) 計画レベルの評価

指標	平成29年	目標 (令和4年)
合計特殊出生率	2.24	維持

出典：福祉保健課が独自に算出した、二次医療圏におけるベイズ推定値

(2) 施策レベルの評価指標

① 地域における子育ての支援

第5章 事業計画に記載

② 母性および乳幼児の健康の確保並びに増進

指標	平成29年	目標 (令和4年)
乳児（3か月児）健康診査受診率	100.0%	100%
1歳6か月児健康診査受診率	100.0%	100%
3歳児健康診査受診率	100.0%	100%

③ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

指標	就学前児童 (平成30年度)	就学児童 (平成30年度)	目標 (令和5年)
子育てについて気軽に相談できる人がいる割合	94.5%	89.0%	100%

④ 子育てを支援する生活環境の整備

指標	就学前児童 (平成30年度)	就学児童 (平成30年度)	目標 (令和5年)
地域における子育ての環境や支援への満足度*	32.9%	48.6%	上昇

※「非常に満足している」と「どちらかといえば満足している」の合計

⑤ 職業生活と家庭生活との両立の推進

指標	就学前児童 (平成30年)	目標 (令和5年)
育児休業の取得状況	父親：2.7% 母親：30.1%	上昇

參考資料

1 椎葉村子ども・子育て会議条例

(令和元年12月11日条例第31号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、椎葉村子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、村長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議し、及び答申し、又は意見を述べることができる。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 椎葉村子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関する事。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者（法第6条第1項に規定する子どもの保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）をいう。）
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し優れた識見を有する者。
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他村長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を各1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議が開く会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、村長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 子ども・子育て会議において、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴き、若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉保健課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 村は、委員に対し、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年条例第17号)の定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 椎葉村子ども・子育て会議委員名簿

区 分	氏 名	役 職	備 考
子どもの保護者	岡村 亮二	椎葉村PTA連絡協議会	会長
	中瀬 康平	椎葉村子ども会育成連絡協議会	会長
	椎葉 翔太	就学前児童保護者	中央保育所保護者代表
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	山中 ちどり	椎葉中央保育所	所長
	西村 三容子	向山児童館	館長
	甲斐 恭子	子育て包括支援事業者	椎葉村社会福祉協議会
子ども・子育て支援に関し優れた識見を有する者	平田 史士	椎葉村学校長会	会長
	椎葉 洋子	民生児童委員	主任児童委員
	椎葉 喜美代	民生児童委員	主任児童委員
関係行政機関の職員	河野 和弘	教育課学校教育グループ	指導主事
	椎葉 祐美子	福祉保健課保健グループ	母子保健担当保健師
村長が必要と認める者	中村 香代	椎葉村母子寡婦福祉協議会	会長
	橋本 浩美	椎葉村公民館連絡協議会	会長
	甲斐 ミハル	椎葉村地域婦人連絡協議会	会長
	右田 和磨	椎葉村青年団連絡協議会	会長

3 用語集

あ 行

育児休業

育児・介護休業法に基づく制度で、働いている人が1歳未満の子どもを養育するために休業を取得することができるというもの。事業主に書面で申請することにより、原則として子ども1人につき1回、1歳に達するまでの連続した期間、育児休業を取得することができる。事業主は原則として申請を拒否することも、これを理由に解雇等不利益な取扱いをすることも禁じられている。なお、子どもが1歳に達する日においていずれかの親が育児休業中であり、かつ保育所入所を希望しているが入所できない場合など一定の事情がある場合には、子どもが最大2歳に達するまで休業期間を延長することができる。2009（平成21）年には、父親も子育てができる働き方の実現を目指し、休業可能期間の延長や休業取得の促進を図る制度改正が行われている。

延長保育

保護者の就労形態の多様化等に伴う保育需要に対応するため、民間の保育所が通常の保育時間を超えて保育することをいう。延長保育促進事業として、11時間の開所時間の前後に30分以上の延長保育を実施する保育所が保育士の加配を行うときに、保育対策等促進事業費として国から補助が行われる。公立保育所における延長保育については、地方自治体の一般財源で実施されている。

か 行

子育て支援事業

児童の健全な育成のために市区町村が行う事業として、児童福祉法に規定されているもの。具体的には、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業などがある。

子育て短期支援事業

保護者の病気、出産、仕事などの理由により一時的に子どもを養育することが困難になった場合に、一定期間子どもを預かり保護者に代わって養育する事業（ショートステイ）と保護者の残業や変則勤務などの事由により、帰宅が夜間や深夜となる場合など生活指導などの面で困難となった場合に、保護者が帰宅するまで子どもを預かり養護する事業（トワイライトステイ）。

子ども・子育て会議

子ども・子育て新制度では、有識者、地方公共団体、子育て当事者、子育て支援当事者などが子育て

支援の政策プロセス等に参画・関与できる仕組みとして、国に「子ども・子育て会議」を設置することにした。都道府県及び多くの市町村においても「地方版子ども・子育て会議」を設置し、多くの関係者の参画を得て、新制度の実施に向けた準備を進めてきた。地方版子ども・子育て会議には、事業計画策定の審議を行うとともに、継続的に点検・評価・見直しを行っていく役割が期待されている。

子ども・子育て支援法

子どもを養育している者に対して社会全体で必要な支援を行うことにより、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会の実現を目的とする法律。自治体、事業主、国民の責務を定めるとともに、子ども・子育て支援給付として、手当や教育・保育の給付について規定されている。

子どもの権利条約

1989年11月に国連総会で採択された、子どもの権利の包括的保障を実現するための条約。日本は平成6（1994）年5月に批准、正式には「児童の権利に関する条約」。18歳未満のすべての者を児童と定義し、児童に関するすべての措置をとるに当たっては「児童の最善の利益」が主として考慮されるものとしている。児童に、生命に対する固有の権利、養育される権利、自由に自己の意見を表明する権利、結社の自由及び平和的な集会の自由についての権利等を認め、児童を単なる保護の対象者から、権利を行使する者への能動的転換を図った。（→児童の権利に関する条約）

合計特殊出生率

一人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを示す値。総人口が増えも減りもしない均衡状態の合計特殊出生率は2.07だといわれているが、2005（平成17）年には1.26となり、過去最低を記録した。2010（平成22）年は1.39となり、近年微増傾向を示しているが、少子化傾向は続いている。

さ 行

里親

里親制度とは、児童福祉法に定められた子どもに対する援助の一つ。里親とは、事情により家庭での養育が受けられない子どもを迎え入れ、その子どもが再び家庭に戻れるようになるまでの間、愛情を持って、本当の親のように養育する方のこと。18歳になるまで養護を行う「養育里親」、親族がなる「親族里親」、虐待を受けた子どもなど専門的なケアが必要な子どもを預かる「専門里親」などの種類がある。

里親制度

児童福祉法に定められた子どもに対する援助の一つ。18歳になるまで養護を行う「養育里親」、親族がなる「親族里親」、委託期間が1年以内の「短期里親」、虐待を受けた子どもなど専門的なケアが必要な子どもを預かる「専門里親」などの種類がある。里親になるには、まず児童相談所に相談し、適性や資格要件などの審査を通じて可否の判断がなされ、認定を受け里親として登録される。その上で、子どもと里親のマッチングなどを考慮して委託が行われる。里親は、児童福祉司などの指導や援助を受けつつ子どもを養育し、その費用として委託費が支給される。

市町村子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て新制度では、市町村において、地域における幼児教育・保育及び子育て支援についての需要を把握するための調査を順次実施し、その需要に対する子ども・子育て支援の提供体制の確保等を内容とする事業計画（「市町村子ども・子育て支援事業計画」）の策定することになっている。

社会福祉協議会

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体で、単に「社協」とも呼ばれる。市町村を単位とする市町村社会福祉協議会、指定都市の区を単位とする地区社会福祉協議会、都道府県を単位とする都道府県社会福祉協議会がある。社会福祉を目的とする事業を経営する者および社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされているおり、さまざまな福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。

出生率

年間出生総数を総人口で除し、1000倍したものを、人口千対の出生率。日本の2017（平成29）年の数値は7.6。

小規模保育

0歳～2歳児を対象に、利用定員が6人以上19人以下の施設で保育する事業。A型（保育所分園、ミニ保育所に近い類型）、B型（中間型）、C型（家庭的保育（グループ小規模保育型）に近い類型）の3類型がある。職員はA型、B型が保育所の配置基準に1名以上を加えた数とし、B型は、職員のうち半数が保育士であることが必要。C型は家庭的保育者を配置する。事業主体は市町村、民間事業者等

少子化

全人口に対する子どもの人口の割合が減少していく社会的現象のこと。統計的には年少人口の比率で示される。原因は出生数の減少であり、出生数についての指標は合計特殊出生率によって示されることが多い。日本における少子化の要因は、晩婚化と未婚率の上昇、夫婦の出生率の低下が主たるものとして上げられている。

次世代育成支援行動計画

次世代育成支援対策推進法の制定により、地方公共団体および事業主が国の行動計画策定指針に基づき策定することとなった行動計画のこと。子育て環境の整備、仕事と子育ての両立のための取組等について、具体的な目標が設定されている。

次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行や家庭および地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが、健やかに生まれ育成される社会の形成に資することを目的とする法律で、2014（平成26）年度までの時限立法であったが、2014（平成26）年改正によりさらに10年延長された。国、地方公共団体、事業主、国民の責務を明らかにし、国に行動計画策定指針、地方公共団体および事業主に行動計画の策定を義務付けている。

児童

児童福祉法においては、18歳未満の者を児童と定義し、1歳に満たない者を「乳児」、1歳から小学校就学の始期に達するまでの者を「幼児」、小学校就学の始期から18歳に達するまでの者を「少年」と分けている。

児童委員

都道府県知事の指揮監督を受け、市町村の担当区域において児童や妊産婦の生活及び環境の状況を適切に把握し、その保護、保健などについて援助や指導を行う民間の奉仕家。民生委員がこれに充てられ、任期は3年。活動内容は、①地域の実情の把握に努め、記録しておく、②問題を抱える児童、母子家庭等に対する相談・支援、③児童の健全育成のための地域活動の促進、④児童虐待防止への取組、⑤保護の必要な児童、母子家庭等を発見した場合の関係機関への連絡通報など。

児童虐待

親または親に代わる保護者により、子どもに対して加えられる身体的、心理的、性的及びネグレクト等の行為。児童虐待の防止等に関する法律では、保護者がその監護する児童に対し、①児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること、②児童にわいせつな行為をすること又はさせること、③児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること、④児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童の目の前でドメスティックバイオレンス（配偶者間暴力）、その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと、と定義されている。

児童相談所

各都道府県、指定都市及び児童相談所設置市に設置される児童福祉の専門かつ中核機関。養護、保健、心身障害、育成、非行など、子どもに関する様々な相談などに応じ、必要に応じて一時保護や児童福祉施設への入所措置、子どもと保護者への相談援助活動などを行う。

児童の権利に関する条約

→子どもの権利条約

児童福祉法

次代の社会の担い手である児童一般の健全育成と福祉の積極的増進を基本精神とする、児童の福祉に関する基本法。児童の福祉を保障するための原理として、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない」とこと及び「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」ことを明示し、その理念のもと、18歳未満の児童に対する福祉施策のため、児童福祉審議会、児童福祉司、児童委員、保育士、福祉の保障、事業、養育里親及び施設、費用等について定めている。

児童扶養手当

父母が婚姻を解消した児童及び父又は母が一定の障害の状態にある児童等の母（父）がその児童を監護するとき、又は母（父）以外の者がその児童を養育するときに、その母（父）又は養育者に対し支給される。支給対象となる児童は18歳未満の者であるが、一定の障害者である場合は20歳未満の者も含まれる。なお、母（父）又は養育者が老齢福祉年金以外の公的年金給付や遺族補償等を受けることができるなどの場合は支給されない。また、受給資格者本人又はその扶養義務者等の前年の所得が一定額以上であるときは、手当の全部又は一部が支給停止される。

た 行

特別支援教育

障害の種類や程度に応じ特別の場で指導を行っていた特殊教育を転換し、通常学級に在籍する学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の児童・生徒も含め、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。2006（平成18）年6月の学校教育法等の一部改正において具現化された。具体的には、①これまでの盲・聾・養護学校を障害種にとらわれない特別支援学校とするとともに地域の特別支援教育におけるセンター的機能を有する学校とすること、②小中学校等において特別支援教育の体制を確立するとともに特別支援学級を設けること、③盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校の教員免許状へ総合化を図ること等により、障害のある

児童・生徒等の教育の一層の充実を図ることとしている。

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、障害児の父母が当該児童を監護するとき、又は当該児童の父母が監護しない場合に父母以外の者が養育するとき、父母又は養育者に支給される手当。支給対象となる児童は、20歳未満の障害児（障害の程度は同法施行令に定められており、1級及び2級に区分されている）。手当額は障害の程度（1級、2級）に応じた額となっており、受給資格者の前年の所得が一定以上ある場合等は、支給制限がある。

な 行

乳児

児童福祉法及び母子保健法では、満1歳に満たない者を乳児という。

乳児家庭全戸訪問事業

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供や乳児と保護者の心身の状況、養育環境の把握を行うほか、養育相談や助言等の援助を行う事業。「こんにちは赤ちゃん事業」とも呼ばれる。原則として生後4か月までの乳児のいる家庭を対象とし、訪問は研修を受けた保健師、助産師や保育士、児童委員、子育て経験者等が行う。2008（平成20）年の児童福祉法の改正により法定化され、市区町村により実施されている。

認可外保育所

乳幼児の保育を目的とする施設で、児童福祉法に基づく保育所としての認可を受けていないもの。具体的には、ベビーホテル、事業所内保育施設、院内保育施設などがあげられる。乳幼児の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設の設定など認可外保育施設における設置・運営内容については、国から指導監督基準が示されている。

認定こども園

幼稚園と保育所の機能を備え、両者の役割を果たすことが可能な施設。多様化する就学前の教育・保育ニーズに対応する新たな選択肢として、2006（平成18）年に制度化された。就学前の児童に幼児教育又は保育を提供する機能、地域における子育て支援機能を備え、職員の配置及び資格、教育及び保育の内容、子育て支援について規定された認定基準（2012（平成24）年4月からは、都道府県条例で定める基準）を満たす施設は、都道府県知事から認定こども園の認定を受けることができる。地域の実情に応じて幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型がある。認定を受けた施設は、保育所であっても、利用者と施設との直接契約による利用となり、利用者は利用料を直接施設に支払う。

は 行

保健所

地域における公衆衛生の向上および増進を目的とした行政機関。地域保健法に基づき、地域住民の健康増進、疾病予防、環境衛生、母子・老人・精神保健、衛生上の試験・検査等のさまざまな業務を行っている。都道府県、指定都市、中核市、その他政令で定める市または特別区に設置されている。身近で頻度の高い保健サービスは市区町村保健センターに移管し、保健所は広域的・専門的・技術的拠点としての機能が強化されている。

母子保健

母親の健康の増進と乳幼児の健康の増進と発育の促進のための保健活動のこと。乳幼児の保健は母親との関係が密接のため、こうした親子関係でとらえられている。母子保健法により具体的な対策が組まれている。

母子保健法

母性の尊重、乳幼児の健康の保持増進を基本理念とし、保健指導、健康診査、母子健康手帳の交付、医療援護等の母子保健対策について定めた法律。

ま 行

民生委員

民生委員法に基づき、市区町村の区域に置かれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱し、任期は3年とされている。職務は、①住民の生活状態を適切に把握すること、②援助を必要とする者が地域で自立した日常生活を営むことができるよう相談・助言・その他の援助を行うこと、③援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するための情報提供等の援助を行うこと、④社会福祉事業者等と密接に連携し、その事業または活動を支援すること、⑤福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること、が規定されている。なお、民生委員は児童福祉法による児童委員を兼務する。

数 字

1号認定子ども

満3歳以上で教育のみを必要とする児童。

2号認定子ども

満3歳以上で施設等での保育を必要とする児童。

3号認定子ども

満3歳未満で施設等での保育を必要とする児童。

出典：WAM NET（一部改変）

監修者

鈴木雄司

（東京福祉大学社会福祉学部 保育児童学科教授）

山本雅章

（調布市 子ども生活部部長）

椎葉村 第2期 子ども・子育て支援事業計画

発 行 椎 葉 村

企画・編集 椎葉村 福祉保健課

〒883-1601 宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良 1762 番地 1
電話 0982-68-7512 (福祉保健課)

発 行 日 令和2年3月

